

平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

兵庫教育大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 教育の成果	32
基準7 学生支援等	35
基準8 施設・設備	40
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	43
基準10 財務	46
基準11 管理運営	48
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	57

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	前東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
檜崎憲二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平野眞一	名古屋大学総長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	公立大学協会相談役
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第8部会)

荒 尾 禎 秀	東京学芸大学教授
梅 村 佳 代	奈良教育大学教授
○大 澤 健 郎	東京学芸大学監事、前上越教育大学長
◎岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
加 藤 澤 男	筑波大学教授
○高 橋 健 夫	日本体育大学教授、筑波大学名誉教授
藤 沢 謙一郎	信州大学理事・副学長
○松 尾 祐 作	前福岡教育大学長
○溝 上 泰	前鳴門教育大学長
○村 田 隆 紀	京都工芸繊維大学監事、前京都教育大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
○横須賀 薫	十文字学園女子大学特任教授・学事顧問、前宮城教育大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

兵庫教育大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成17年度の文部科学省現代GPに「学生参加による不登校支援ネットワーク構築」が採択され、学生参加による不登校支援ネットワーク（NANAつくす）を立ち上げ、既存の教育実習では経験しにくいものの、実際に避けがたく起こる教育問題に向き合う力を育成するために、兵庫県内の不登校児童、生徒たちの支援のためのボランティア活動に学生を参加させている。
- 平成17年度の文部科学省教員養成GPに「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム」が採択され、大学と教育現場の協働によるカリキュラムとシラバス等の開発、兵庫教育大学大学院教育実践人材・フィールドデータベースの構築等が行われた。
- 平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「専門性の高い特別支援教育における教員養成」が、また、同年度の文部科学省大学院教育改革支援プログラムに「学校教育実践学研究者・指導者の育成」が、それぞれ採択されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、兵庫教育大学学則第1条に「教育基本法に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

この目的の下、学士課程（学校教育学部）の目的については、学則第29条に「学校教育学部は、広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員を養成することを目的とする。」と定められている。

大学院の目的については、兵庫教育大学21世紀新構想大学プランにおいて、修士課程（学校教育研究科）は「主として初等・中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、学校教育に関する理論と実践についての研究能力及び実践の場における教育の推進者となりうる能力を養い、初等・中等教育教員としての高度の資質や力量の涵養を図ることを目的とする。」と謳われている。また、学則第55条に「広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定められている。

また、当該大学を基幹校として、上越教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学で構成される博士課程（連合学校教育学研究科）の目的は、学則第55条に「学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条及び第29条に明記された内容は、学校教育法第52条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第55条に明記された大学院の目的は、学校教育法第65条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」という大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的は、大学概要に掲載され、全教職員に配布されている。また、全学生に配布されている履修案内、学生生活案内等には、当該大学の目的を定めた学則が掲載されており、学生生活案内には、学則に加えて創設の趣旨が掲載されている。さらに、創設の趣旨、基本理念、中期目標・中期計画及び学則は、大学ウェブサイトに掲載され公表されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の創設の趣旨、基本理念及び基本的な目標は、大学概要に掲載されており、この大学概要は地方公共団体、教育委員会、県内教育機関等に配布されている。また、創設の趣旨、基本理念、中期目標・中期計画及び学則は、大学ウェブサイトに掲載され公表されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は単科大学であり、学士課程は学校教育学部のみとなっている。学校教育学部には初等教育教員養成課程が置かれ、教育学的、心理学的知見を身につけ、学校現場における様々な問題を解決し、予防的指導を行うことができる教員の養成を目指す「学校教育専修」と、実践的な指導能力をもった教員の養成及び学校教育現場においてその推進者となることのできる教員の養成を目指す「教科・領域教育専修」の2つの専修が設置されている。

学校教育専修には、学校教育系コース、幼年教育系コース、学校心理系コースの3コースが置かれ、教科・領域教育専修には、言語系コース、社会系コース、自然系コース、芸術系コース、生活・健康系コース、総合学習系コースの6コースが置かれている。

その結果、初等教育教員養成課程として全学的にその教育を遂行する体制が取られるとともに、専修・コースを設けることによって、学校教育の今日的諸問題に対応した力量形成を図ることを意図した構成となっている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、教養基礎科目として、一般教育科目（人文、社会、自然、総合の各分野）40科目、外国語科目13科目、体育科目2科目、教科基礎科目9科目に区分して開設され、各関連教育組織の教員が担当している。

教養教育も含めて教育課程を編成する組織としては、教務委員会が設置され、教養教育の方針・実施方法などが審議されている。なお、教務委員会の下に設置されている学部教育課程見直し検討ワーキンググループにおいて、平成20年度からの教育課程の見直しが行われ、現代的な社会課題にも対応できる資質を高める教養教育の構築を目指して、複雑化する現代社会に対応しうる基礎的な教養を培うための科目の設定等が決定されている。

これらのことから、教養教育の体制が整備され、適切に機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学校教育研究科（修士課程）には、学校教育の理論と実践について総合的な教育研究を行う「学校教育

学専攻」と、障害児の教育、心理、生理及び病理、指導法等に関する総合的、専門的な教育研究を行う「特別支援教育学専攻」、学校教育における教科教育の実践に視点を置いた教育研究を行う「教科・領域教育学専攻」、これからの学校づくりをリードする学校経営専門職及び学校を支援する教育行政専門職を養成する「学校指導職専攻」、高度な専門性と実践力、応用力を備えた教員の養成・研修を行う「教育実践高度化専攻」の5つの専攻が設置されている。「学校指導職専攻」及び「教育実践高度化専攻」の2つの専攻（以下「新専攻」という。）は、教育現場のニーズを踏まえ、平成19年度に新設された専攻である。

連合学校教育学研究科（博士課程）は、教育実践学の高度な研究・指導能力の育成を図ることが目標とされている。学校教育諸活動の実践的な理論と方法の開発及び学校教育臨床の体系と方法論の確立をめざした教育研究を行う「学校教育実践学専攻」、教科専門諸科学の実践に関わる原論、内容論、方法論による教育研究を行う「教科教育実践学専攻」の2つの専攻が設置されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究施設として、7つのセンターが設置されている。各センターの目的は以下の通りである。

- 1) 学校教育の実践に関する情報を収集分析し、新しいメディアを利用した教育方法を研究し、実地教育を支援するための教育・研究を推進すること等を通して、教員の専門的な資質・能力の在り方、並びにその養成・研修の在り方を総合的・統一的に探求することを目的とする「学校教育研究センター」。
- 2) 実技教育の在り方の研究、具体的指導技術の開発、実技及び実技指導能力などの涵養を図ることを目的とする「実技教育研究指導センター」。
- 3) 発達心理臨床に関する臨床的、実践的教育の研究を推進するとともに、発達心理臨床に関する高度な知識・技能を有する教員、指導者の養成に資することを目的とする「発達心理臨床研究センター」。
- 4) 国際化・情報化に対応できる教育のための、国内外の研究者、学生等へのデータを集積し発信することを目的とする「教育・社会調査研究センター」。
- 5) 大学院における実践的教育を推進するため、連携協力校での実習の効果的な運営及び連携協力校との共同研究を企画することを目的とする「教育実践コラボレーションセンター」。
- 6) 学内共同利用施設として、学術研究及び情報処理教育に資するほか、情報処理の推進を図ることを目的とする「情報処理センター」。
- 7) 大学と地域等との交流事業に関して、調査、企画及び支援を行い、交流の推進を図り、地域社会における教育、学術、文化の推進に寄与し、当該大学の教育・研究の活性化を図ることを目的とする「地域交流推進センター」。

このほかに、大学附属として附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園が設置されている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が教育研究を幅広く特化した形で支援する体制となっており、教育研究上の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会が設置されている。また、学校教育法に規定する教授会が学部及び大学院に設置されている。

教育研究評議会は、学長、理事、附属図書館長、連合学校教育学研究科長、学校教育研究センター長、学系長、専攻長、学長が指名した教職員2人で構成され、教育に係る中期計画、年度計画のほか、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成に係る方針、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について審議を行うこととされ、平成18年度は14回開催された。

学校教育学部教授会及び大学院学校教育研究科教授会は、学長、副学長、教授及びその他学長が必要と認めた者で構成され、教育課程の編成、学生の卒業・修了、学位授与、学籍異動等のほか、教育研究に関する事項についての審議が行われている。平成18年度は、学校教育学部教授会が13回、大学院学校教育研究科教授会が14回開催された。

連合学校教育学研究科（博士課程）については、大学院連合学校教育学研究科教授会が連合学校教育学研究科長、上越教育大学、兵庫教育大学及び鳴門教育大学から推薦された理事又は副学長各1人、岡山大学教育学部長、連合学校教育学研究科の研究主幹、研究科の副研究科長、研究科の各連合講座から選出された主指導教員有資格者である教授から各講座各2人、主指導教員、その他連合学校教育学研究科長が必要と認めた者で構成されている。その下部組織として同教授会から付託された事項を審議する連合学校教育学研究科代議委員会が設置されている。連合学校教育学研究科代議委員会の構成は、連合学校教育学研究科長、上越教育大学、兵庫教育大学及び鳴門教育大学から推薦された理事又は副学長各1人、岡山大学教育学部長、連合学校教育学研究科の研究主幹、連合学校教育学研究科の副研究科長、連合学校教育学研究科の各連合講座から選出された主指導教員有資格者である教授から各講座各2人、その他連合学校教育学研究科長が必要と認めた者である。平成18年度は大学院連合学校教育学研究科教授会が4回開催された。

これらのことから、教育研究評議会、学校教育学部教授会、大学院学校教育研究科教授会、大学院連合学校教育学研究科教授会が定期的に行われ、教育活動に係る重要事項について審議するための活動が行われていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する委員会組織として、教育研究評議会に学務・入試企画委員会が設置されている。また、学部・研究科（修士課程）一体の教務委員会が設置されている。

学務・入試企画委員会では、教育課程及び教育内容の改善に係る基本方針の策定について審議・検討している。委員会は、副学長、学長が指名した7人の教員及び教育研究支援部長で構成され、全学的な見地から審議が行われている。

教務委員会では、学部・研究科（修士課程）の教育課程、卒業、課程の修了、実地教育の運営、学籍異動等について審議・検討している。委員会は、副学長、各教育組織（専攻・コース）・学校教育研究センターから推薦された者及び学長指名委員で構成されている。なお、学士課程教育の見直しに向けた、学部教育課程見直し検討ワーキンググループが設置され、教育課程改革の基本的検討事項として、小学校（初等教育）教員養成に重点をおいた教育課程の充実、現代的な社会課題にも対応できる資質を高める教養教育の構築、教職に就くためのキャリア教育の充実、今日の学校教育課題への対応、実地教育とその他の授業科

目のコンカレント（協働的）な在り方のさらなる促進、を5つの柱とした検討が行われ、平成20年4月から新教育課程を実施することが決定されている。平成18年度は教務委員会15回、学部教育課程見直し検討ワーキンググループは12回開催された。

連合学校教育学研究科（博士課程）には、大学院博士課程の教育研究に関する重要事項を審議する連合学校教育学研究科代議委員会が設置されている。研究科代議委員会は、連合学校教育学研究科長、上越教育大学、兵庫教育大学及び鳴門教育大学の理事又は副学長、岡山大学教育学部長、連合学校教育学研究科研究主幹、副研究科長及び連合講座から選出された主指導教員有資格者各2人の計24人で構成されており、教育課程の編成等について審議が行われている。平成18年度は9回開催された。

平成19年度の新専攻の設置に当たっては、教育課程、教育方法について検討が行われた。また、外部評価も受けている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

創設以来、部・講座制が採られてきたが、平成17年2月に設置した講座・コース再編検討ワーキンググループで検討し、平成18年2月開催の教育研究評議会及び役員会で決定した「兵庫教育大学教員組織構想」に基づき、研究について新しい共同研究への取組を容易にし、新しい教育課程への取組に対応できる体制とするため、平成18年4月から部及び講座が改編され、教育の基礎となる学問領域かつ大学の管理運営上の基本単位（研究組織）として5つの「学系」が置かれ、大学院の重点化に伴い、教員（教育・社会調査研究センター所属教員を除く）は各学系に所属し、関連する学部の専修・コース、大学院の専攻・コースにおいて教育を行う体制となっている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成19年5月1日現在の当該大学の教員数は、常勤171人（教授85人、准教授61人、講師13人、助教7人、特任教授5人）、非常勤講師63人である。

なお、修士課程及び博士課程については、それぞれの人材養成の目的に沿って研究者教員のほか、学校教育現場で多くの実践を積んだ多くの実務家教員が確保されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学校教育学部には、教授89人（特任教授5人を含む）、准教授61人、講師12人、助教5人の専任教員が配置されていることから、学士課程において必要な専任教員を確保していると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成19年5月1日現在、学校教育研究科においては、研究指導教員96人（うち教授85人、特任教授2人）及び研究指導補助教員72人となっている。また、連合学校教育学研究科においては、研究指導教員157人（うち教授145人、特任教授1人）及び研究指導補助教員149人となっている。

学校教育研究科教科・領域教育学専攻の各コースは複数の教科を含んでおり、各教科については、教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」の基準を「コース（教科）」に準用すると、次の各コース（教科）において、平成19年4月1日より必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。

- ・社会系コース（社会）：研究指導補助教員1人不足
- ・芸術系コース（美術）：研究指導教員1人不足

また、当該専攻においては、以下の各コース（教科）において、平成19年4月1日より必要とされる教科教育科目担当の研究指導補助教員数を下回っている。

- ・社会系コース（社会）：研究指導補助教員1人不足
- ・生活・健康・総合内容系コース（技術）：研究指導補助教員1人不足
- ・生活・健康・総合内容系コース（家庭）：研究指導補助教員1人不足

この事態は、平成19年4月1日の学校指導職専攻及び教育実践高度化専攻の設置に伴う教員の配置換えにより生じたが、平成20年4月1日の教職大学院設置により専門職大学院設置基準附則第2項を適用することによって解消する予定である。

これらのことから、研究指導教員及び研究指導補助教員を確保していると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するために、公募制、任期制、特任教員制度、早期退職制度が導入されている。

教員の採用に当たっては、全て公募制であり、また、任期制は、各学系に所属する助教（任期制度導入前の採用者を除く）、教育・社会調査研究センターの全ての教員に適用されている。

特任教員制度とは、専門分野について高度な実務経験及び教育上の能力を有する者を雇用するための制度であり、当該大学を退職した教員や豊富な実務経験を有する者が採用されている。

早期退職制度は、60歳以上の教員を対象にした制度である。

このほかにも特定の外国語を教授する外国人専任講師として外国人教員が1人雇用されている。

教員の年齢構成については、40歳以下は25人であるが、40歳から65歳の年齢層においては、5歳刻みでそれぞれ22～35人となっている。

教員に占める女性の割合は、17.2%（平成18年度）である。また、教員のうち、小中学校等の学校現場における実務経験をもつ教員（3年以上の実務経験を有する者28人を含む。）が41人在職している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇格については、「国立大学法人兵庫教育大学教員選考基準を定める細則」に基づき、そ

の都度設置する教員選考委員会において、教育研究上の指導能力等の評価を含めて、採用・昇任に関する審査が行われている。その教員資格は、平成17年4月に教育研究組織を学部から大学院へ移行したことに伴い、より高い教育研究水準を維持するため、大学院設置基準に規定する教員の資格に準じた教員資格に改正された。

また、当該大学では、教職大学院の設置が計画されており、それに必要な実務家教員を採用するため、実務家教員の採用基準「実務経験を有する者の教員選考基準等について（申合せ）」が定められ、実務経験を有する者の定義が、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。」とされた。実務家教員の採用にあたっては「教職大学院設置に伴う教員選考手続に関する要項」に基づき設置した教員選考委員会で審査が行われている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）の推進を図るため、FD推進委員会が設置されており、所掌事項の1つとして教育改善に係る評価に関することが挙げられている。同委員会は、教育の改善を推進することを目的として、学生も参画するFD推進会議と連携して、定期的に学生による授業評価を実施し、授業改善に役立てるために、集計後に結果を授業担当教員へ返却している。また、同時に学生へもフィードバックしている。さらに、全体的な傾向を見るために、2年に一度「FD推進委員会活動報告書」を作成して、ウェブサイトで公開している。

また、平成18年度から、役員会に設置している評価委員会に、教員の業績評価の指針を作成する専門委員会を設置し、「国立大学法人兵庫教育大学大学教員の業績評価指針」が作成され、平成19年4月から1年間試行することとされている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学では、教育・研究上の活動を内外に公表するため兵庫教育大学研究者一覧が作成されており、ここからは、ことに専門科目において教育内容と相関性を有する研究活動が行われていることが確認できる。教育研究活動の成果を著書としてまとめたものをテキストとして使用している教員もいる。授業のテーマは、研究内容の分野に対応しているだけでなく、各教員が自らの研究成果を授業へ反映させることに努めることで、研究をわかりやすく教授することが実践されている。このことは、当該大学の自己評価書の例示に見られるとおりである。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程運営の支援については、教育研究支援部教育支援課が主に所掌しており、教育支援課には、教務チーム、連合大学院事務室が置かれ、現在、課長以下14人の一般職員、1人の事務補佐員、2人の派遣

職員の総勢17人が配置されている。教務チームでは、学部、大学院（修士課程）の教育課程及び神戸サテライトの事務を支援し、連合大学院事務室では、4大学で構成している博士課程の教育課程を支援している。また、開学当初から学校現場等での実習等を重視し、それらを実地教育科目として9科目（18単位）展開しており、その支援を実施するため、教育研究支援部研究支援課山国地区事務室に2人の学校教育研究センター担当職員が配置されている。

平成19年4月から設置した教育実践コラボレーションセンターに、大学院教育の実習に係る連携協力校との連絡調整やFD等、実習に係る教育支援等の業務を行う3人のコーディネーターが配置されている。

また、TAについては、教務委員会において、授業科目の特性等が考慮され、TAを優先的に配置する授業科目が決められている。TAは、平成7年度から配置されており、平成18年度には33科目82人が配置され、年間2,000時間以上が確保されている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、大学の基本理念、教育目的に沿って、学校教育学部（学士課程）、学校教育研究科（修士課程）、連合学校教育学研究科（博士課程）それぞれについて定められている。

学校教育学部（学士課程）では「本学が望む学生は、しっかりした基礎学力と豊かな人間性及び教員になるとうとする強い意志を持ち、意欲的に本学の教育課程に取り組めるような人物です。（平成13年9月制定）」と定めている。

学校教育研究科（修士課程）では「学校教育研究科（修士課程）は、主として現職教員の研究・研鑽の機会を確保し、学校教育に関する実践的な教育研究を推進することによって、高い力量をもった教育指導者を育成することを目的としています。入学者の選抜に当たっては、教育にたずさわることへの使命感と熱意をもち、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や、高い専門性と実践力をもった初等・中等教育教員になることを強く志向する者を選抜するものとします。（平成16年2月制定）」と定めている。

連合学校教育学研究科（博士課程）では「本研究科は、学校教育実践について高度・専門的な研究を行い、学校教育実践学及び教科教育実践学の分野において、自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する人材を求めています。（平成16年7月制定）」と定めている。

これらは、ウェブサイトに掲載して学内外に公表されるとともに、入学者選抜要項（学部）、学生募集要項（学部、修士課程、博士課程）に掲載され、入学志願者（学部、修士課程、博士課程）、高等学校（学部）、各都道府県・政令指定都市の教育委員会（修士課程、博士課程）、大学の関係研究科（博士課程）等に配布することで、公表、周知が図られている。

さらに、毎年行っているオープンキャンパス（学部）、高等学校関係者との大学・高等学校教育研究懇談会（学部）、進学ガイダンス、高校生への大学訪問受入（学部）、大学院説明会（修士）等において、当該大学の基本理念及び教育課程の特色、アドミッション・ポリシーについて説明し、学外関係者への周知が図られている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を図るため、学校教育学部（学士課程）、学校教育研究

科（修士課程）、連合学校教育学研究科（博士課程）において、次のとおり選抜が実施されている。

学校教育学部（学士課程）においては、個別学力検査等による選抜と推薦による選抜が実施されている。

個別学力検査による選抜は、前期日程試験と後期日程試験を行っている。いずれにおいても、大学入試センター試験で5教科7科目又は6教科7科目（選択科目により異なる。）を課して基礎学力をみている。前期日程試験では、初等教育教員となるのにふさわしい資質、能力をみるために、小論文2種類を課し、感覚、表現、運動の基礎力をみるため実技（音楽、美術、体育）による検査が課されている。後期日程試験では、1つの分野に秀でた能力をみるために、受験者に1教科を選択（実技の教科以外はセンター試験の成績が利用され、実技の教科は実技試験が行われる。）させるとともに、初等教育教員となるのにふさわしい資質、能力等をみるために面接試験が行われている。

推薦による選抜は、大学入試センター試験で3教科3科目が課され基礎学力をみるとともに、出身学校での修学状況を調査書として点数化したものに（配点50点満点）、面接の得点（配点250点満点）が加えられて総合判定されている。特に、面接の配点比率を高くして、初等教育教員となるのにふさわしい知識、適性、資質、意欲、態度をみることとされている。なお、大学入試センター試験の成績は、全国平均点を基準とするグループ分けのみに用いることとされている。

学校教育研究科（修士課程）においては、小論文形式の筆記試験が課される（コースの多くは、教職経験者は筆記試験を課さずに口述試験のみを課す。）とともに、口述試験が行われている。

連合学校教育学研究科（博士課程）においては、小論文形式の筆答試験が課されるとともに、口述試験が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーに沿って、学校教育学部（学士課程）の私費外国人留学生については、平成15年10月に「学校教育学部における外国人留学生の受入れ方針」が定められ、この方針に沿って、私費外国人留学生特別選抜（日本留学試験を課し、当該大学において面接を実施）が行われている。なお、修士課程及び博士課程については、日本人と同様の受入方針によって行われている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学校教育学部（学士課程）における入学者選抜の実施に関しては、担当副学長、各専攻・コース等から選出された委員等で構成する学校教育学部入学試験委員会が所掌しており、入学者選抜試験の実施計画案、募集要項案の作成も行われている。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれる問題作成委員会によって検討・作成されている。入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする試験実施本部が設置され、担当副学長（入試委員長）、専攻長、入試委員、事務局長、教育研究支援部長及び入試課長等が本部長となっている。合否判定は、入学試験委員会が原案を作成の上、学校教育学部教授会の議を経て合格者が決定されている。

学校教育研究科（修士課程）における入学者選抜の実施に関しては、担当副学長、各専攻・コース等から選出された委員等で構成する大学院学校教育研究科入学試験委員会が所掌しており、入学者選抜試験の

実施計画案、募集要項案の作成も行われている。試験問題の作成は、入学試験委員会により検討・作成されている。入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする試験実施本部が設置され、担当副学長（入試委員長）、専攻長、入試委員、事務局長、教育研究支援部長及び入試課長等が本部員となっている。合否判定は、入学試験委員会が原案を作成の上、大学院学校教育研究科教授会の議を経て合格者を決定している。

連合学校教育学研究科（博士課程）における入学者選抜の実施に関しては、研究科長、各副研究科長及び各連合講座代表者等会議議長等で構成する連合学校教育学研究科入学試験委員会が所掌しており、入学者選抜試験の実実施計画案、募集要項案の作成も行っている。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれる専門委員会において検討・作成されている。入学試験の実施に当たっては、研究科長（入試委員長）が本部長となり、各副研究科長、各連合講座専門委員会委員長、教育研究支援部長及び入試課長等が本部員となっている。合否判定は、各連合講座専門委員会を経て入学試験委員会が原案を作成の上、大学院連合学校教育学研究科教授会の議を経て合格者が決定されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学校教育学部（学士課程）の入学者選抜方法の改善に関する事項の調査研究は、入学者選抜方法研究委員会において継続的に検討されてきており、その検討結果を踏まえ、選抜方法の改善の取組が行われてきた。大学の国立大学法人化を機に平成15年度で入学者選抜方法研究委員会は廃止され、その任務は学務・入試企画委員会に引き継がれている。同委員会では、平成15年度入学生から改めて入学後の学業成績を蓄積し、また、新入生に対して実施している「入学制度に関する意識調査」や、卒業時における教員就職状況により入学者選抜方法の妥当性の検討が行われている。

学校教育研究科（修士課程）では主として現職教員の研究・研鑽の機会を確保することを目的として、各都道府県・政令指定都市の教育委員会から派遣される現職教員を受け入れている。専攻長、コース長、新専攻コース責任者会議において、修士課程のアドミッション・ポリシーに沿うべく入学者に占める現職教員の比率を高める方策が検討され、大学院学校教育研究科入学試験委員会・大学院学校教育研究科教授会と連携して、現職教員の選抜方法を、一部の専攻・コースを除いて、教育現場での経験をより一層重視するために、筆記試験を免除し、教育現場において捉えた課題の質や受験者の使命感・熱意などを見る口述試験によって選抜するように改めた。

連合学校教育学研究科（博士課程）においては、各年度の入学者選抜試験終了後に、大学院連合学校教育学研究科教授会において入学者選抜方法の改善が検証されており、これまでに口述試験時のプレゼンテーション導入などが行われた。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、学校教育学部（学士課程）では、1.11倍となっている。また、学校教育研究科（修士課程）では、1.05倍となってお

り、連合学校教育学研究科（博士課程（後期3年））では、1.16倍となっている。

なお、平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均を連合学校教育学研究科の専攻ごとに見ると、学校教育実践学専攻では1.32倍となっており、入学定員超過率が高い。

また、学校教育研究科は、現職教員の研修を創立の主意としているものの、平成17～19年度の3年間の入学定員に対する現職教員の実入学者数の比率の平均は、0.47倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

学校教育学部(学士課程)の目的は、学則第29条に定められており、この目的遂行のため、学校教育学部の教育課程は、4年間を通して教育課程全体の調和と総合性に配慮され、教養基礎科目(広く豊かな知識を培うことを目的とする科目)、教職共通科目、専修専門科目(学校教育に関する専門の学芸を教授研究する知的、道徳的能力を培うことを目的とする科目)及び実地教育の科目(それらを応用する能力を培うことを目的とする科目)の4科目群によって構成されている。

当該大学では、基本理念の下に、学校現場での実践経験とその省察に基づく教育実践理解の深化が重視されていることから、教育課程の中軸に実地教育(教育実習)を据え、4年間切れ目なく学習進度に応じて9科目18単位(教育職員免許法上は5単位以上)が開設され、各年次の実地教育の課程を軸として、教養基礎科目や教職共通科目、専修専門科目での学習結果が統合化並びに協働化するようにコンカレント(同時並行)型の教育課程が編成されている。言い換えれば、教育課程はくさび型の構造をとっており、実地教育と、教養基礎科目及び専修専門科目が、それぞれの到達目標を掲げて縦のつながりを持ちつつ、同時に各年次における開設科目間の横のつながりも持たせることで、4年間にわたり、その時々々の学習の意義を確認しながら履修できるように配置されている。

なお、学校教育学部を卒業した者には、学士（学校教育学）の学位が授与される。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養基礎科目では、初等教育教員としての一般的、基礎的な教養を培うことが目的とされ、一般教育科目（人文、社会、自然の3分野及び総合）、外国語科目、体育科目、及び小学校の教科（9教科）に関する教科基礎科目を有機的に統合した教育が行われている。

教職共通科目では、学校教育の実践に関わる分野についての知識を獲得し、経験を体得させることに配慮し、教職の意義等に関するもの、教育の基礎理論に関するもの、教育課程及び指導法に関するもの、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関するもの等、学校教育の理論及び実践に即した区分に従って開設され、さらに、全学生を対象とした同和・人権教育に関する科目「同和・人権教育論」、「同和・人権教育論演習」及び障害児教育に関する科目「特別支援教育」も開設されている。

専修専門科目では、初等教育教員としての共通の基盤の上に、学生の資質、適性等に応じて、特定の専門分野についての指導能力を高め、また、生涯を通じて、教員としての専門性を持ち、研究を推進しうる能力・態度を培うため、学生の選択による専修のコースにより、特定の分野について履修するよう開設されている。

教育実習など実地教育に関するものについては、その重要性に鑑み、14単位以上履修することとされている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

当該大学では、学校教育現場における近年の様々な問題に対応できる教員の養成も求められているので、これらの分野に関わる授業では、最新の研究成果を盛り込む必要があり、そのような授業においては、シラバスに最新の資料や学生が研究動向等を把握するのに必要な参考文献等を提示するなど、学生に学界や社会の動向を伝達する方法が工夫されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他大学との単位互換については、平成14年に放送大学との単位互換協定が締結され、平成17年度の受講者は3科目20人、平成18年度の受講者は5科目45人であり、前年よりも増加している。

また、当該大学では、財団法人兵庫県国際交流協会が運営主体となり、兵庫県下の4年制大学の学生が船上での講義で単位を修得でき、共同生活を体験しながらアジア・太平洋諸国との交流を深め、日本の果たすべき役割等を認識させ、大学間の連携、大学の枠を超えた学生の交流の充実、学生の国際性の涵養等を目的とする「大学洋上セミナー（隔年で開催）」の運営にも参画し、同セミナーで学生が修得した単位は、当該大学の単位として認定されている。

さらに、大学設置基準第29条第1項関係の単位認定としては、放送大学等の実施する学校図書館司書教諭講習、実用英語技能検定が認められている。なお、教員としての視野を広げるため、学校以外でのボランティア体験も単位化されている。

授業以外でも、社会からの要請、特に学校教育現場からの要請にこたえるために、スクールサポーター等として、学生を学校現場へのボランティアとして参加させている。さらに、平成17年度に、「学生参加による不登校支援ネットワーク構築」が文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択されたのを受けて、学生参加による不登校支援ネットワーク（NANAつくす）を立ち上げ、既存の教育実習では経験しにくいものの、実際に避けがたく起こる教育問題に向き合う力を育成するために、兵庫県内の不登校児童、生徒たちの支援のためのボランティア活動に学生を参加させている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、平成15年度から、過密な履修を抑え、単位の実質化を図るため、CAP制（履修登録科目数上限制度）が取り入れられており、現在は、1年間に履修登録できる単位数の上限が50単位（一部の実地教育科目及び集中講義等を除く）とされている。これは、各都道府県教育委員会等教員採用サイドの要請として、複数の教員免許（異校種や複数教科等）の取得を求めていることもあり、各学生が卒業までに修得する単位数が多くなる傾向にあるため、上限単位数がやや高めに設定されている。しかしながら、各学年の修得単位の上限を設け、各開設授業間の内容を関連付けることで統合的な予習復習を可能にするなど、過密な履修を抑え、単位の実質化を図る工夫が行われている。

また、クラス制（4年間）の導入や卒業研究の必修化により、クラス担当教員や卒業研究指導教員等による担当学生に対する履修指導が実施されている。

実地教育等の教育現場での学習が中心になる科目では、指導者が常時関わらなくても、実習の記録と省察を、学生が一定の手順で行えるようシステム化された実習記録ノートが開発され活用されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

当該大学においては、教養基礎科目として開設している概論的な授業科目の場合には講義が多く、教職共通科目及び専修専門科目として開設している授業科目では、専修・コースの特性により違いがあるが、おおむね半数近くが演習・実験・実習科目である。それらの科目では、学生自身が主体的に授業のテーマに取り組めるように、少人数学習やグループ活動が採り入れられており、グループ活動やディスカッション等を通じて、専門知識を相互に深め、またコミュニケーション能力の育成も同時に行えるようになっている。また、教養基礎科目においても、基礎理科実験Ⅰ（平成18年度履修者16人）、基礎理科実験Ⅱ（平成

18年度履修者クラスA、B各20人)など少人数の実験科目が配置されている。

その他、英語コミュニケーションについては、プレースメントテスト(クラス分け試験)を実施し、学生の習熟度別に授業ができるように工夫がなされている。さらに、実地教育VI(教育技術実習)では、マイクロティーチング(小学校の教室を想定した模擬授業)の実施やパソコンによる教材作成実習などが行われ、教員として必要なスキルを身に付けさせるようにしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、その統一化や評価方法の細分化などが全学的に取り組まれている。その構成は教育課程の編成の趣旨が理解しやすいように、「授業の目標及び期待される学習効果」、「授業の内容及び計画」、「成績評価の方法と採点基準」、「テキスト・教材・参考書等」の項目が設けられてきた。しかし、平成18年度に実施した学生の授業評価のアンケート調査では、「5そのとおり 4ほぼそのとおり 3どちらでもない 2あまりそうではない 1そうではない」の5段階の尺度の平均値を算出すると、講義・演習科目において「この授業を受ける前にシラバスを参照した」と答えた学生は、5段階尺度の平均値で2.9、「シラバスは学習上役立った」と答えた学生は2.6であった。そこで、このアンケート結果を踏まえ、平成19年度版からは、学生が授業前にシラバスを見て授業内容が把握しやすいように、1回ずつの授業内容を詳細に記載するなどの改善をしている。

なお、平成18年度から導入した教育支援システムにより、学内からいつでもウェブサイト上でシラバスが閲覧できるようになっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教養基礎科目の英語コミュニケーションについては、平成18年度から新入生にプレースメントテストが実施され、それを基に習熟度別のクラス編成による授業を実施することで基礎学力不足の学生へ配慮している。

また、小学校教員として必要な実技(音楽・美術・体育・外国語・書写・書道)能力の向上を図るため、開学時から実技教育研究指導センターを設置している。同センターには、課外に自主学习ができる設備が備えられており、学生の自主学习をサポートするため、実技教育研究指導センター教員による個人指導が行われている。さらに、学生の実技能力を把握し、さらなる能力向上を図る自主的な学習のため、実技能力の習得に応じた5段階のグレードが設けられ、達成度に応じてグレード認定書が交付されている。

現在、上記以外の基礎学力不足の学生に対する取組としては、個々の授業科目の担当教員が個別に対応していることが多く、クラス担当教員やゼミの指導教員からの指導、またオフィスアワー等も活用されている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や卒業認定基準については、教務委員会・学校教育学部教授会において審議し、組織として策定されている。成績評価基準は「S（90点以上100点以下）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びF（60点未満）とする。」と定められ、卒業認定基準は学則第46条に「学校教育学部で4年以上在学し、所定の128単位以上を修得すること」と定められている。また、成績評価方法は、「各授業科目の授業が終了する学期末又は学年末に、筆記等による試験又はレポート、作品若しくは実技の審査の方法によって行う。」と履修案内に記載されており、各授業科目の成績評価方法や採点基準がシラバスに記載されている。

これらの基準・評価方法は、入学時の学生向けオリエンテーションの際に入学学生全員に対して説明が行われ、周知が図られている。また、クラス担当教員や卒業研究指導教員からも各学生に対して、随時説明が行われている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各授業科目の成績評価と単位認定は、成績評価基準に従って担当教員により行われている。

また、個々の学生の卒業認定については、毎年度末に教務委員会・学校教育学部教授会において卒業認定基準に従って合否判定が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の説明責任を果たすために、個々の授業科目について「成績評価の方法と採点基準」をシラバスに掲載することが義務づけられている。また、成績評価の正確性を担保するために、毎年、各授業科目の採点基準がさらに明確に記載されるよう改善が続けられている。

成績評価を通知した後、その内容に疑義がある場合は担当教員に学生による申立てが行われている。担当教員は速やかに調査し、学生に説明することとされている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程の学校教育学専攻、特別支援教育学専攻及び教科・領域教育学専攻の授業科目は、共通科目と専攻科目により編成されている。授与される学位は、修士（学校教育学）である。

共通科目は、教員としての幅広い共通した高度の専門性を得させるため、教職系の科目として開設され

ており、4単位以上を修得することとされている。

専攻科目は、22単位が修了要件とされており、総合科目、専門科目及び課題研究から編成されている。総合科目では、教員としての幅広い専門性を得させるため、専門諸科学の総合的内容について履修し、また、専門科目では、教員としての高度の専門性を得させ、専門職としての能力を向上させるため、専門諸科学について履修することとされている。そして、課題研究は、各自のもつ研究課題に配慮して行われている。

また、平成19年度に新設された新専攻において、授与される学位は、修士（教育実践学）である。教育課程は、全ての学生が履修する共通基礎科目、各専攻・コースに応じた専門科目、専門科目の内容と関連した実習科目によって編成されている。

共通基礎科目では、教員としての幅広い資質能力の向上を図るため、教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域及びその他の領域の6領域が設定されている。

専門科目では、各専門領域の基礎理論に基づき、実践事例に関する知識を構造的かつ体系的に捉えられる能力と学校現場の諸課題に取り組める実践力の育成が目指されている。

実習科目では、専門科目の内容と連携する科目が設定され、専門科目で学修した知識・技術を通して深めさせ、また、逆に実習で得た実践的な知見は専門科目を通して理論的な裏付けができるようになっている。

博士課程においては、授業科目と研究指導により教育課程が構成されている。授与される学位は、博士（学校教育学）であるが、博士（学術）の学位も授与できることとなっている。授業科目は、各専門領域を有機的に総合化した総合共通科目、専門科目及び課題研究に区分されている。総合共通科目は2科目各3副題（テーマ）が、専門科目は連合講座ごとに9～19科目が開設され、2年次の学年末までに修得させることとされている。また、課題研究は3年間を通して履修させている。修了要件は総合共通科目4単位必修、専門科目8単位選択必修、課題研究10単位必修の計22単位とされている。

これらのことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程は、共通科目と専攻科目の履修を通して、より高度の学校教育に関する実践的な専門教育を行うこととされている。

共通科目の内容は、教員としての専門性を得させるためのものとされており、人間の成長・発展に関するもの、教育の組織・運営に関するもの、教授・学習システムに関するもの、児童・生徒指導に関するもので構成されている。

専攻科目については、修士課程の目的に沿って各専攻が、学校教育の現代的課題に配慮しながら、それぞれの学問分野に関する授業科目が配置されている。

また、平成19年度に設置した新専攻については、専攻・コースごとに育成しようとする教員の専門性に応じた授業内容が用意されている。新専攻の共通基礎科目においては、学生のキャリア発達の違いに対応して現職教員向けと学部卒業者向けの内容に分けて開講されている。

博士課程については、従来の教育科学、教科教育学及び教科専門科学を実践的な研究方法のもとで総合的、学際的にアプローチすることが目的とされて教育課程が編成されている。総合共通科目は学校教育学

に関する幅広い学識と高度の専門性を修得させることが目的とされており、各連合講座より複数の教員が担当し、学生を一箇所に集めた合宿方式で実施されている。専門科目は、個別の研究課題について多様な専門的視点から総合的に検討し、その課題解決能力を修得させるもので、学生の研究課題に則した授業科目を選択させることとしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

修士課程で開設されている授業科目は、各専攻の学習・教育目標や特性に応じて、シラバスに参考文献等を記載することにより、関連する内外の学界の研究活動の成果を踏まえた展開が可能となっていることがみとられる。また、関連する内外での最新の学術論文や学術図書をテキストとして使用している授業も見られる。基礎となる研究の成果が授業内容に反映されていることは、シラバスからも読み取ることができる。

博士課程については、総合共通科目における各講義担当教員の講義演習内容についても、同様のことが読み取れる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程では、各専攻の履修ガイダンス、研究指導教員による履修指導が行われている。また、オフィスアワーやメールアドレスを周知することにより、学生は授業時間外であっても各受講科目の担当教員から個別に指導を受けることができる。

平成19年度に設置した新専攻のみにCAP制が導入され、1年間に履修登録できる単位数を40単位とし、フィールドワークやワークショップ、ケーススタディ等の演習を取り入れた授業の準備のための時間確保に配慮している。

博士課程については、授業科目の履修に際して、主指導教員と相談の上、学生の研究課題に則した科目を履修するよう指導が行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

修士課程では、教職等の仕事に従事している学生が夜間でも履修ができるよう、神戸市中央区に神戸サテライトを設置し、昼夜開講制コース（特別支援教育学専攻を除く）が開設されている。

昼夜開講制コースの各専攻・コースの専門科目については、入学前に開講曜日を提示するなどの配慮が行われている。また、課題研究・研究指導については、学生と教員が調整し、お互いに都合の良い時間を設定できるようにしている。

その他、神戸サテライトで開設されている夜間クラスでは、3年間かけて学ぶことができる長期履修学生制度が導入されており、働きながら学ぶ学生を支援している。平成19年5月1日現在、神戸サテライトには163人の学生が在籍しており、そのうち86人が現職教員である。なお、平成19年度は、前期後期合わせ

て、既設専攻の授業については119コマの開講に対し、延べ948人の履修登録があった。また、新専攻の授業については25コマの開講に対し、延べ78人の履修登録があった。

博士課程については、教育方法の特例として、フレックスタイム・カリキュラム制度が制定され、職業を有する学生に対し、授業科目の開講時間等についても配慮されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

修士課程の各授業科目においては、各専攻・分野の特性に応じた形態がとられ、バランスにも配慮されている。また、演習・実験の大半で20人以下の少人数教育が行われている。

平成19年度に設置した新専攻については、全ての授業において理論と実践の融合が意識され、事例研究やロールプレイ、ワークショップ、フィールドワーク等の演習が盛り込まれ、教員と学生の双方向型授業が展開されている。なお、文部科学省の平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム(教員養成G P)に「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム」が採択され、現代的教育課題に対応したカリキュラムと授業を組織的に開発・改善することを目指して、その推進のため、リエゾンオフィスが設立され、大学と教育現場の協働によるカリキュラムとシラバス等の開発、兵庫教育大学大学院教育実践人材・フィールドデータバンクの構築等が行われた。さらに、平成19年度からはリエゾンオフィスを発展充実させ、新専攻における実習の企画・実施や連携協力校との共同研究のコーディネート等を任務とする「教育実践コラボレーションセンター」を設置した。平成19年度には、文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「専門性の高い特別支援教育における教員養成」が採択されている。

博士課程については、科目の授業形態は履修規程により定められており、専門科目の科目ごとの受講生は数人であり、全て少人数教育である。課題研究は各学生に対し主指導教員、副指導教員2人により演習を行っている。また、遠隔地の学生に対しては、RCSシステム(Real-time Collaboration System: インターネット網を利用した、音声、資料、画像を不特定の多地点で同時に共有可能とするシステム)を利用し、授業や論文指導が行われている。平成19年度には、文部科学省大学院教育改革支援プログラムに「学校教育実践学研究者・指導者の育成」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修士課程では、各授業における「授業の目標及び期待される学習効果」、「授業の内容及び計画」、「成績評価の方法と採点基準」及び「テキスト・教材・参考書等」を明示したシラバスが作成されている。シラバスの記載内容の適正化を図るため、その構成は、フォーマット化されている。シラバスは学生に配布されるとともに、平成18年度から導入した教育支援システムにより、関係者はウェブサイト上でいつでも閲覧可能となっている。さらに、各教員が授業の初回で、履修学生に対してシラバスの全容を説明することによって、学生のシラバスに対する理解度を深めることにしている。学期末には、学生による授業評価調査が行われており、「授業計画(シラバス)は学習する上で役立った。」という設問に対して、学生の59%

が「そのとおり」・「ほぼそのとおり」と回答している。

また、平成19年度に設置した新専攻のシラバスについては、全ての授業科目において、到達目標と全15回分の授業内容と方法、またその評価基準等が明示されている。

博士課程については、総合共通科目、専門科目について記載した連合大学院便覧が作成され、学生に配布されている。総合共通科目については、さらに授業担当教員ごとの講義演習の内容が記載されている。専門科目の記載内容については、教科書・参考書等は学生の研究課題に即して指定することから、講義の概要のみの記載となっている。1年間の授業の計画に関しては、入学時に全体オリエンテーションを行うほか、指導教員と学生が面談を行い、教育研究指導計画書を作成することとしている。さらに、総合共通科目においては、夏期と春期にそれぞれ2泊3日の合宿方式で授業が開講され、研究指導が行われている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程では、学校教育に関する理論的・実践的な研究を進め、優れた教育技術や教科に関する専門的学力等、教員として高度な資質と能力を備えることを目的として、学生の志望を重視してテーマが決定され、主任指導教員若しくは指導教員による研究指導が行われている。

博士課程については、各学生の研究課題に則して、教育実践学的かつ総合的、学際的な視点から指導が行えるよう、主指導教員1人、副指導教員2人での指導体制がとられている。なお、主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する者をもって充てることとされている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

修士課程では、各専攻・コースにおいて入学後まもなく主任指導教員と指導教員が決定されている。学生は、研究テーマを指導教員等との話し合いで決定し、週2時間以上の指導を受けている。学位論文の作成においては、指導教員以外の関連分野の複数の教員からも指導を受けている。また、研究推進に影響のない範囲で指導教員を変更することも可能となっている。

TAは、修士課程の現職教員以外の在学者に対し、必要な指導を受けた後に教員の監督の下で学部の実験・演習科目等の指導補助に当たっている。TAは教育訓練の機会だけでなく、実践的な研究を行う上で役立つように配慮されている。

また、平成19年度に設置した新専攻については、学生の教育研究課題が個別に設定され、それに応じたフィールドと実習が用意され、各専攻・コースの責任者を中心に教員全員がその指導にあたっている。

博士課程については、主指導教員1人と副指導教員2人の複数指導体制をとり、優秀な学生をTA・RA

として任用し、教育的機能の訓練や研究遂行能力の育成が図られている。平成18年度のRA採用実績は、延べ11人、2,657時間である。また、2年次生を中心とした学生研究発表会が実施され、研究進捗状況の把握や他領域との研究上の相互交流が促進されている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士課程では、「兵庫教育大学大学院学校教育研究科における研究指導体制に関する規則」を定め、学生は主任指導教員と指導教員の下で研究指導計画書に基づいた研究指導を受け、学位論文を作成している。

また、平成19年度に設置した新専攻については、学位論文の代わりに、事例研究報告書などの作成を行うこととされている。各専攻・コースの責任者を中心に専任教員全員での指導体制がとられている。

博士課程では、主指導教員と2人の有資格副指導教員によって研究指導が行われている。博士候補認定試験に合格した後、複数の教員の指導の下で学位論文の作成が行われる。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、兵庫教育大学学校教育研究科履修規程に「S（90点以上100点以下）、A（80以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、F（60点未満）」と明記され、C以上が合格とされている。

修士課程では、講義、演習科目、実習科目又はこれらを組み合わせた科目が配置されている。そのため、成績評価は多様であるので、シラバスに成績評価の方法と採点基準を記す項目を設けることで学生に周知している。

修了認定基準に関しては、学則に定められており、履修案内にも明記されている。さらに入学時のガイダンスでの説明のほか、時期に応じて掲示や配布文書によって学生に周知を図っている。修了の認定は、大学院に2年以上在学し、規定の単位（32単位以上、新専攻は50単位以上）を修得し、必要な指導を受けて学位論文を提出した者に対して、複数の審査員から構成される学位論文審査委員会における学位論文の審査（新専攻については、特定の課題についての研究の成果の審査）と最終試験及び学力の確認を行い、合格者には学位の授与が行われている。

また、平成19年度に設置した新専攻については、全ての授業科目において、シラバスに到達目標とその評価基準が明記され、学生に周知されている。

博士課程については、成績評価の基準が連合大学院便覧に「S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、F（59点以下）」と記載され、C以上が合格とされている。また、修了認定基準についても学則に「3年以上在学し、所定の22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。」と定められている。

これらの学生への周知は、入学時のオリエンテーションで便覧の記載内容に沿って、説明が行われている。併せて、連合大学院の学生用ウェブサイトでも関係規則、FAQ（Frequently Asked Questions：よくある質問）内に修了に必要な単位数等が掲載されることにより周知が行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程では、成績評価と単位認定に関しては、各授業担当教員がシラバスやガイダンスにより事前に学生に示した「S、A、B、C、F」の基準によって評価が行われ、単位が認定されている。また、学生による授業評価等を通じて、この点が適切に実施されているかについて検証されている。

学位論文審査については、学位論文審査委員会を組織し、提出された学位論文に対して複数の教員による審査のほか、修士論文発表会におけるプレゼンテーションや口述試験での質疑応答等を総合評価して可否を判断している。修了認定については、あらかじめ履修案内等で明示された履修規程等に基づき、学位論文審査と併せて教務委員会及び大学院学校教育研究科教授会で審議の上、認定されている。

博士課程については、成績評価において各授業担当教員に便覧が配布され、さらに授業科目の成績評価に関する基準が示されている。また、修了認定については、学位論文を提出の後、所定の単位修得状況と博士候補認定試験結果、さらに研究業績について代議委員会で審査した上で、論文審査委員会を設置し、論文審査が行われ、その審査結果により連合学校教育学研究科教授会で学位授与の可否を議決している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位規則及び学位論文に関する細則が定められており、それに則り審査体制が整備されている。修士課程では、主任指導教員と指導教員を含む関連分野の3人以上の審査員によって審査委員会が組織されている。審査委員会では主任指導教員が主査となり、ほか1人の副主査を定め、学位論文の審査と最終試験及び学力の確認が行われている。最終試験及び学力の確認は、口述あるいは筆記により行い、修士論文発表会でのプレゼンテーションや質疑応答を総合評価して可否が判定される。結果は教務委員会及び大学院学校教育研究科教授会の審議を経て認定が行われている。

博士課程の学位論文に係る審査体制は、学生の主指導教員及び関連する講座の主指導教員有資格者4人のほか必要と認められた教員による論文審査委員会を代議委員会が設置する。必要があると認められる場合は、研究科担当を命じられた教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。論文審査委員会は学位論文に関する審査基準に基づき審査が行われ、可否の判定が行われている。連合学校教育学研究科教授会は論文審査委員会の論文審査結果及び最終試験の結果を受け、学位授与の可否が審議されている。最終的に学位授与の決定は学長が行うこととされている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

修士課程においては、シラバスに成績評価の方法と採点基準を記す項目があり、学生への周知が図られている。学生から成績評価に関する疑義がある場合には、担当教員、指導教員、担当事務局等を通じて問い合わせができる。授業中における成績評価方法の確認、あるいは試験やレポートの返却については各教員の判断に任されている。

博士課程については、成績評価についての異議がある場合の取扱いが授業科目の成績評価に関する基準及び連合大学院便覧に「成績表の評価について疑義がある場合は、配属大学の副研究科長に申し立てることができる。」と記載されており、教員、学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学院（修士課程）では、神戸市中央区に神戸サテライトを設置して、教職等の仕事に従事している学生が夜間でも履修ができるように配慮している。
- 遠隔地の学生に対して、RCSシステムを用いて論文指導や講義を行っている。
- 平成17年度の文部科学省現代GPに「学生参加による不登校支援ネットワーク構築」が採択され、学生参加による不登校支援ネットワーク（NANAつくす）を立ち上げ、既存の教育実習では経験しにくいものの、実際に避けがたく起こる教育問題に向き合う力を育成するために、兵庫県内の不登校児童、生徒たちの支援のためのボランティア活動に学生を参加させている。
- 平成17年度の文部科学省教員養成GPに「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム」が採択され、大学と教育現場の協働によるカリキュラムとシラバス等の開発、兵庫教育大学大学院教育実践人材・フィールドデータバンクの構築等が行われた。
- 平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「専門性の高い特別支援教育における教員養成」が、また、同年度の文部科学省大学院教育改革支援プログラムに「学校教育実践学研究者・指導者の育成」が、それぞれ採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学士課程、修士課程、博士課程それぞれにおいて、学生が身に付けるべき資質・能力や育成しようとする人材像は、学則、中期目標、中期計画に定められ、「兵庫教育大学21世紀新構想大学プラン」にも示されている。これらは、ウェブサイト公表し、ガイダンスなど各種の機会に説明し、履修案内、授業計画及び便覧等に明示し、周知を図っている。

達成状況を検証・評価するため、評価委員会が設置され、中期目標・中期計画・年間計画の達成状況が年度ごとに検証・評価されている。また、期末に学生による授業評価が行われている。このほか、各課程で以下のような取組が組織的に行われている。

学校教育学部（学士課程）においては、教養教育と専門教育を通して当該大学が目標とする資質能力を持った教員の養成を実現するため、種々の実地教育と実技能力に関する達成状況を評価するグレードテストが課されている。これは、音楽、美術、体育、外国語、書写・書道などの個人差の大きい実技・技能を扱う分野について、初等教育教員として必要とされる実技・技能・指導法を習得するために各自が行った研鑽の成果を確かめるテストである。各学生には、その達成度に応じたグレード認定書が付与される。

また、卒業後10年以内の卒業生の勤務先の学校長に対して聴き取り調査を行い、達成状況の検証と分析が行われている。平成18年度は兵庫県下の小学校27校を対象として行われた。

学校教育研究科（修士課程）においても同様に、学務・入試企画委員会において、大学を修了後10年以内の修了生の勤務先の学校長に対して聴き取り調査が実施され、達成状況の検証と分析が行われた。平成18年度は兵庫県下の小・中学校14校を対象として行われた。

連合学校教育学研究科（博士課程）についても、修了者等に対するアンケート及び修了者の勤務先である小・中・高の4校の学校長に聴き取り調査を実施し、達成状況の検証と分析が行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程においては、3年次から履修開始する卒業研究の履修条件として、2年次終了時60単位以上の修得が義務づけられている。2年次終了時に修得単位数が60単位に満たなかった者の割合は、平成17年度は2.3%、平成18年度は0.6%であった。また、卒業認定対象者に占める卒業要件単位の未修得者の割合は、

平成17年度は7.5%、平成18年度は5.9%であった。平成17年度卒業者のうち、小学校1種免許状以外の免許等を取得した者の割合は、幼稚園80.0%、中学校59.4%、高等学校57.5%、保育士資格95.0%、平成18年度は、幼稚園68.4%、中学校57.6%、高等学校57.1%、保育士資格80.0%であった。なお、平成17年度卒業者の93.0%、平成18年度卒業者の92.7%が複数免許を取得している。

修士課程においては、修了年次在籍者（休学者除く）は、平成17年度255人、平成18年度309人であり、そのうち平成17年度241人、平成18年度300人が学位論文の審査を申請し、これに合格し修了要件単位を修得した者は、平成17年度は235人で97.5%、平成18年度は299人で99.7%であった。学位論文の多くは関連の学会や研究会で発表されており、また、研究報告書、研究紀要論文、学会誌論文としてまとめられている。修了者のうち1種免許状を所持している者について、ほぼ全員が、専修免許状の所要資格を充たしている。

博士課程については、入学後1年以降に論文作成可能な学力と研究方法を具備していることを確認するため、博士候補認定試験が実施されている。また、学位論文提出要件の1つに全国レベルの学会誌、国際誌に掲載の学術論文が2編以上あることとされている。学位授与者（標準修業年限超過者を含む）は、平成17年度19人、平成18年度13人、学位授与率は、平成17年度70.4%、平成18年度54.2%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度前期・後期に学士課程と修士課程において行われた学生による授業評価によれば、学部（学士課程）の講義・演習の授業について、5段階評価で、「この授業は体系的でよくまとまっている。」という設問に対して前期、後期それぞれ平均3.7、3.6、「教員の説明はわかりやすい。」という設問に対して前期、後期それぞれ平均3.8、3.7という評価が示されている。大学院（修士課程）においては、共通・総合科目（前期のみ開講）について「学校現場、教育界の話題を取り上げ要請に込めている。」が平均4.2、専門科目の講義・演習科目については、「専門分野の現代的課題を包括している。」が平均4.4ともっとも高くなっている。共通及び専門科目の「教員は学生の授業参加を取り入れている。」の設問に対しては平均4.2であった。

博士課程においては、平成18年度に博士課程学生に対する総合共通科目（夏期・春期）授業評価アンケートを行っている。「授業として意義のあるものであった。」との設問に、夏期は41.7%、春期は30.0%の学生が「そのとおり」と回答し、「ほぼそのとおり」を合わせるとそれぞれ83.4%、90.0%になる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

過去5年間における学部卒業生の教員就職率（卒業生数に占める正規採用者数と臨時的任用者数の合計の割合）は、平成14年3月卒業生68.4%、平成15年3月卒業生69.9%、平成16年3月卒業生74.2%、平成17年3月卒業生82.1%（133人）、平成18年3月卒業生76.9%（123人）であった。教員就職率は全国の国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）48大学中、平成13～18年度について、常に第1位又は第2位の位置を占めている。

修士課程については、在学者の41%が各都道府県教育委員会から派遣された現職教員であり、修了後は、学校現場や教育委員会、各種教育センター等に復帰し、大学院での教育・研究の成果を生かし、各学校で

の指導管理的な職や教育委員会等での要職等の中核的な役割を果たしている。

現職教員以外の修士課程修了者においても平成19年3月修了者の教員採用試験受験者に対する教員就職率（臨時採用を含む）は87.1%（5月1日現在）である。なお、平成16年度から開始した小学校教員養成プログラム（長期履修学生制度を活用し、大学院の教育課程と学部の教職課程を併せて履修させ、大学院で一から小学校教員を養成する）の第1期生は、平成19年度教員採用試験を31人が受験し、21人（67.7%）が合格し、同プログラム受講生の教員就職希望者のうち83.9%（5月1日現在）が小学校等の教員（臨時採用を含む）として就職している。その他、臨床心理士として学校カウンセラーや医療機関等に就職した者、民間の教育関連業界に進出する者や博士課程進学者もいる。

博士課程については、修了後の就職先として、過去5年間（平成14年から平成18年まで）では、46%が大学及び高等専門学校の教員に、4%が小中高校に就職しており、その他の教育・研究機関（各種の教育・研究センター等、海外の教育・研究機関等）の就職者は15%である。これらに、在学時からの教育機関現職者23%を含めると、大半の者（88%）が教育・研究関係の機関に就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年11月に、卒業生、修了生（修士課程）の勤務先の雇用者に対する「教育の成果・効果に関する聴き取り調査」を実施している。対象は、卒業（修了）した教員の勤務する兵庫県下の公立小中学校の校長等である。それぞれ学部卒業教員、大学院（ストレートマスター）修了教員、大学院（現職）修了教員について行われた。学務・入試企画委員会において調査結果の分析・検証が行われ、その結果は『「教育の成果・効果に関する聞き取り調査」調査結果報告書』にまとめられている。

検証結果によると、学士課程については、全項目のうち約7割程度が非常に優れる又はやや優れるという評価が得られている。例えば、就職後、実践的指導力としてその研鑽した力量を十分に発揮しているかとの設問に対し、66.7%が非常に優れる又はやや優れると回答している。修士課程については、全項目のうち約8割程度が非常に優れる又はやや優れるとの評価が得られている。学部と同様の設問に対しては、80%が非常に優れる又はやや優れると回答している。

博士課程については、平成17年度に修了生に対して連合研究科教育課程の改善等に関するアンケートが行われ、授業について意義があったかとの設問に総合共通科目では77%、専門科目では93%の者が意義があったと回答している。また、修了生の勤務先である小・中・高の学校長にインタビューを行い、修了者は高度な研究・指導能力、専門的知識を持っているとの所見を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 連合学校教育学研究科（博士課程）での学位取得状況は良好である。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程・修士課程・博士課程それぞれの入学時にオリエンテーションが開催され、教育課程、卒業・修了要件、卒業・学位論文等のガイダンスが実施されている。学士課程・修士課程については、各専修(専攻)・コース別オリエンテーションが実施され、各専修(専攻)・コースの教育課程の特色や履修方法、卒業研究・研究指導方法などが学生に説明されている。特に学士課程については、入学後、専修のコース分けが各学生の希望により行われることから、専修・コースの説明がそれぞれ行われ、さらに各コースの所属教員が個別の質問・疑問に対応する相談会が開催されている。

なお、学部2年次に専修・コースの変更が可能となっているが、実際に変更を行った人数は、平成16年度6人、平成17年度8人、平成18年度3人となっている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

学生の学習を主とした様々な相談、現代の教育現場や学術分野の動向に学生の関心を導くための指導体制として、クラス担任制度、指導教員制度、オフィスアワー制度等が設けられている。

学士課程では、修学その他学生生活に関する事項について、指導助言を行うため、各年次の専修コースの別を基礎としてクラスが編成され、クラス担当教員が置かれている。また、3年次以降は、クラス担当教員と研究指導担当の指導教員とが協力して、指導助言が行われている(研究指導は必修の授業科目「卒業研究」として原則週1回設定)。なお、教員の側からの積極的な働きかけを強化するために、平成19年度からはクラス担当教員の業務が明確化されて、その業務は、修学指導、進路指導、学生個々の悩み相談、学生寄宿舎及び下宿における生活指導、学内交通問題及び事故発生時の対応、クラスミーティングの定期的開催、合宿研修の立案及び実施、である。クラス担当教員は、学生との個人面談を行っている。

修士課程では、研究指導、助言を行う主任指導教員と指導教員が置かれており、学習相談、助言が行われている(研究指導は必修の授業科目「課題研究」として原則週1回設定)。さらに、修士課程の小学校教員養成プログラム受講者に修学上の相談等の支援を行うための「兵庫教育大学小学校教員養成プログラム支援室」が置かれ、当該大学教員による同プログラム担当教員及び学習アドバイザーと学外相談員が置かれている。

博士課程の学習相談、助言については主に主任指導教員、副指導教員により行われている。また、研究主

幹、各構成大学の副研究科長も相談に対応できる体制をとっており、オリエンテーション時に周知されている。

平成18年度から導入された教育支援システムでは、クラス担当・卒業研究指導教員が担当学生の指導の際に、単位修得状況や履修状況を随時ウェブサイト上で確認できるようになっている。また、授業など修学に関する学生からの質問等を受け付けるオフィスアワーが、各教員週1～2時間程度設けられており、授業計画（シラバス）及び教育支援システム（ウェブサイト上から参照可能）に各教員のオフィスアワーの設定曜日・時間、場所、連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）等が掲載されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態や意見・要望（学習支援に関する項目を含む）を把握するため、隔年で学部学生対象に学生生活実態調査（平成17年度は学部・大学院修士の学生対象に実施し8回目）が実施されている。平成15年度から毎年、学部・大学院修士の卒業・修了生対象にも満足度調査が実施されている。

平成17年度から毎年、神戸サテライトの夜間クラスの修士課程学生にサテライトにおける学習支援や修学環境に関するアンケートが実施され、その調査結果がサテライトの運営改善に活かされている。具体的な改善事例としては、「土曜日のサテライト利用時間の拡大（12時30分から18時であったのを9時から18時へ拡大した）」「院生合同研究室・図書室におけるパソコンを2台増設した」「演習室におけるテーブル・椅子・パソコンを増設した」「情報教育実習室に設置したパソコン16台の稼働速度を改善した」などがある。

博士課程については、修了者に対しアンケートが実施され、連合大学院に対する意見が聴取されている。これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生に対しては、学習及び研究の向上を図るため、チューター制度による個別の課外指導が行われている。平成16年度からは学位論文作成段階の留学生に対しても論文指導チューターをおいて学習面での支援が行われている。また、正課の日本語教育、日本事情などに加え、課外の日本語補講が実施されている。さらに、当該大学開設の日本語科目とは別に、受講費用当該大学負担で放送大学の日本語科目を希望者に受講させており、単位も認定されている。

聴覚障害学生に対しては、ノートテイク・要約筆記・手話により、授業の履修の学習支援が行われるとともに、学習支援に関する要望や意見を把握するために、パソコン筆記による面談が行われている。その結果、教員に対して聴覚障害学生への配慮を依頼するため、「教員のためのガイドー聴覚障害学生の講義保障支援のためにー」を作成し、全教員に配布するなどしている。手話通訳者については、討論形式の授業や発表などノートテイクでの通訳の難しい授業についてのみ派遣が行われている。特に博士課程においては、聴覚障害学生への支援として、専門科目については主指導教員による手話通訳、筆談による授業が実施され、総合共通科目、学生研究発表会等には手話通訳者が雇用されている。

なお、平成18年度からは、障害のある学生の支援を行うための基礎知識の修得を目指した授業科目「障

害者理解と支援（入門）」が学部に新設され、障害についての理解を深めるため、授業内で手話通訳やノートテイクについての実習が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学的な取組として、自主的学習環境を提供するために、附属図書館では、グループ研究室（3室）及びパソコンコーナー（20台）が設置され、授業期間中は、平日は8時30分から22時、土曜日は9時から17時、日曜日・祝日は13時から17時まで開館されている。また、パソコン33台を備えた情報処理センターの実習室が自習利用のために平日13時から20時まで開放され、操作説明等のため相談員2人が配置されている。さらに美術・音楽・体育・外国語・書写・書道の実技に関わる、実技教育研究指導センターの施設等が、実技に関する自主的学習の場として提供されている。なお、就職支援室の閲覧施設が自主的学習の場として、学生に平日の8時30分から17時まで提供されている。

また、学士課程・修士課程については、自主的学習の場として、コースなどを単位として院生研究室・学生控室などが設置されている。

博士課程については、各構成大学に院生研究室が設置され、机、コピー機、パソコン等が整備されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生団体は、体育系31、文化・芸術系1、文化系7、芸術系6が活動している。これらの活動を支援する施設として、課外活動共用施設が整備されている。そのほかに体育棟、芸術棟、体育館、和弓場・洋弓場、大学会館、屋外プールを使用できるよう整備されている。

学生の課外活動の支援に対しては、以下のように学生委員会及び学生支援課が当たっている。1) 体育系・文化系課外活動団体の次期リーダー等の学生を対象にリーダーとしての資質の向上を図るとともに、各サークル間での討議や講習を行うリーダーズ・セミナーが実施されている。そのセミナーにおいて各団体と学生支援課で要望等の意見交換が行われている。2) 課外活動団体の物品購入は、毎年、予算額の一定額を当てて支援し、また、課外活動の旅費の一部を後援会からの経費によって支援している。3) 学生の地域・学校教育に関わるユニークな活動や自主的な活動を活性化するため、平成17年度から「課外研究プロジェクト」が実施されている。平成19年度には、4件のプロジェクトが採択されている（1件10万円～40万円程度の経費を支援）。

学生の課外活動に対する意欲を高め、その自主的な活動を促進するため、平成15年に「学生表彰実施要項」が制定され、以降、毎年4～9の個人・学生団体が表彰されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生のニーズに合ったきめ細かい就職支援を行うため、学生支援課に就職相談や就職セミナー等に関する

る業務を行う就職支援室が設置されている。就職支援室には、当該大学教員の就職担当教員（学内相談員）とともに、教職経験のある就職支援指導員（学外相談員）2人が配置されて、教職関係への相談に応じている。平成18年度卒業・修了予定者を対象とした就職支援室主催行事には、延べ1,100人弱が参加した。このほか、常時、多数の者（数十人／日）が就職支援室を訪れている。小学校教員養成プログラム支援室では、就職支援室とも連携しつつ進路指導が実施され同プログラム履修者は、平成19年度教員採用試験に31人中21人が合格している（合格率67.7%）。

保健管理センターでは、常勤の医師1人と看護師1人のほか、カウンセラー（学内教員6人、非常勤3人）が、健康相談及び心身の悩みや不安、精神的な悩みごとの相談にあっている。

各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止等に関する規程が制定され、ハラスメント相談員が指名され、相談体制が整えられている。

その他修学援助や課外活動など学生生活全般に関する相談については、学生が気軽に相談できるように「学生なんでも相談窓口」が学生支援課に設置されている。また、学内相談機関等が有効に機能連携するように、学生相談連絡会議が置かれている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する種々の学生のニーズについては、生活実態調査、満足度調査、聴覚障害学生への面談等によって、把握されている。加えて、学生の提案や要望をふまえた学生支援の改善を行うため、大学食堂入口などに「提案箱」が設置されている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

外国人留学生に関しては、留学生からの相談に応じるための体制として国際交流会館相談主事等による外国人留学生相談体制が整えられている。さらに、留学生のための居住施設として設置した国際交流会館に国際交流会館チューターが置かれ、日常生活上の指導・助言が行われている。

外国人留学生に対する生活・学習面での支援状況に関する調査が平成17年度に実施され、分析が行われた。

また、学生寄宿舎では、玄関呼び出しベルの代わりに光で知らせるパトライトが採用されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金をはじめとして、地方公共団体や民間奨学団体の奨学金で、大学を経由して募集するものについては、ウェブサイトでも周知が図られ（入学科・授業料免除も同様）、学生支援課で情報提供や出願手続きについて支援が行われており、平成18年度においては、在学生の約3割の学生が奨学金の貸与若しくは給付を受けている。

入学科免除、授業料免除については、当該大学の選考基準に基づき選考が行われている。平成18年度か

ら特別枠として、家計急変時の緊急対応枠3人分が新たに設けられた。さらに、全額と半額の免除格差を是正するために4分の3免除を新設するとともに、より公平に選考するために学業成績基準の見直しが行われ、平成19年度から実施されている。平成18年度においては、入学料免除が18人（申請者の58%）、授業料免除は学部・大学院併せて前期は120人（申請者の85%）、後期は125人（申請者の90%）の者が免除を受けている。また、家庭教師などアルバイトの紹介は学生支援課で行われている。

外国人留学生に対する奨学金については、対象となる留学生に個別の通知が行われ、応募者の中から選考基準に基づき、国際交流委員会で選考が行われている。

学生の居住施設は、学内に単身用7棟（男子3棟、女子4棟）、世帯用4棟、留学生用の国際交流会館2棟があり、平成18年度は672人が入居している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外国人留学生や障害のある学生に対する学習支援・生活支援に関する体制が整備され、全学的体制で取り組んでいる。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーション化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、嬉野台地区が401,735㎡、山国地区が89,272㎡となっている。また、各地区の校舎等の面積は、計89,499㎡となっている。

嬉野台地区には、教育・言語・社会棟、自然、生活・健康棟、芸術棟、体育棟、共通講義棟がある。また、設備整備計画に基づいた計画的な設備の更新・新設が進められており、平成17年度には共通講義棟の全講義室に冷房が整備された。平成18年度は、共通講義棟の全講義室の学習用机及び椅子の更新が行われた。

基本的な情報関連技術の修得や学校現場での情報通信機器の活用方法を学ぶコンピュータ教室が整備されている。情報処理センターには、センター内に情報処理学習のための部屋が1室（パソコン33台）ある。

屋外運動施設としては、400メートルトラック、サッカー・ラグビー兼用グラウンド、テニスコート、野球場、ソフトボール場、バスケットコート、洋弓場、和弓場、50メートルプールが整備されている。

また、平成16年度に附属図書館利用者アンケートが行われ、資料及び施設・設備等に関する利用者の要望の調査が行われた。その結果を踏まえ、平成17年度末にグループ研究室（2室）及びライブラリーホールの冷暖房装置の更新が行われた。

上記の地区とは別に、神戸には神戸サテライト、大阪に連合大学院大阪サテライトが設置されている。

神戸サテライトは、大学院学校教育研究科学校教育学専攻、教科・領域教育学専攻、教育実践高度化専攻（小学校教員養成特別コースを除く）の授業が開講されている。設備の充実を進めるため、平成19年4月に現在の神戸情報文化ビルに移転した。また、全講義室・演習室には学内LANの情報コンセントが整備されており、嬉野台地区とのテレビ会議システムを利用したeラーニング授業も実施されている。

バリアフリー化への配慮としては、体育棟を除く研究棟及び共通講義棟、附属図書館では、障害者用トイレ、車椅子用スロープ、階段の手すりが設置されている。また、教育・言語・社会棟、自然、生活・健康棟、共通講義棟及び附属図書館には、エレベーターが設置されている。学生寄宿舎では、玄関呼び出しベルの代わりに光で知らせるパトライトが採用されている。

なお、昭和53年の開学以来28年が経過し、教育・研究環境の変化に伴い平成17年度に見直しが行われ、「兵庫教育大学改革再編に伴う当面の施設整備について」が教育研究評議会で決定され研究室実験室の見

直しが行われ、再配分、改修を含めた計画が進められている。また、新専攻を平成19年度より立ち上げるため、共通講義棟3階の講義室が新専攻に優先的に割り当てられ、さらに情報コンセントが整備された情報処理教育用の講義室の設置や、自然、生活・健康棟、教育・言語・社会棟に院生研究室の設置及び見直し等が行われた。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

当該大学におけるコンピュータの主な配置状況は、コンピュータ教室(16台)、院生研究室兼図書室(5台)、情報処理センター内に情報処理学習のための部屋(パソコン33台)等となっており、センターに接続している学内の全パソコンは、約900台である。附属図書館のパソコンコーナーには、当該大学の蔵書検索用パソコン、インターネットによる情報収集のほか、自学自習用のアプリケーションを備えたパソコン(情報教育実習分散システム=以下「分散システム端末」という)が設置されており、自由に利用されている。また、学内にLANの情報コンセントが整備されている。

情報ネットワークの構成は、情報処理センターに設置したギガビットスイッチ、学内の各建物に設置したフロアスイッチ、各研究室等に設置している情報コンセントに接続された端末パソコン群及び通信ケーブル網から構成される。学内ネットワークは、兵庫情報ハイウェイを介して神戸大学のSINETノードに接続され、学外通信網と通信可能である。情報ネットワークは、情報セキュリティポリシーに基づき、管理されている。

情報処理センターのコンピュータシステムは、基幹運用管理システム、学術研究システム、学術情報システム、教育情報処理システム及び情報教育実習システムで構成されている。なかでも情報教育実習システムは、授業における稼働率が高い。平成18年度は、前期40コマ、後期29コマで利用された。また、授業外でも学生が自由に利用できるように情報教育実習室及び附属図書館の分散システム端末が開放されている。情報処理センターのコンピュータシステムは、平成18年度に更新された。現行システムでは、各棟に分散していた分散システム端末を利便性の高い図書館に統合したほか、セキュアな認証機能を有する無線LANシステムが導入され、附属図書館及び神戸サテライトにおいて学生が持参したパソコンを利用できる環境が構築されている。

また、平成19年度から設置した新専攻の学生についてノートパソコンを必携化したことに伴い、共通講義棟3階に情報コンセントを整備した情報処理教育用の講義室が設置された。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設整備の基本方針、教員研究室・実験室・実習室等の整備方針、及び各研究棟の空調設備の整備方針について、平成17年度にキャンパス環境・安全委員会です承され、研究科教授会、教育研究組織である部の会議で報告、周知された。また、これらを含む施設の有効活用の規程等は、ウェブサイトで学内に向け公表されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館の開館時間は、平日は8時30分から22時、土曜日は9時から17時、日曜及び祝日は13時から17時、休業期間は平日8時30分から17時（9月は20時まで）、土曜日、日曜日、祝日は休館となっている。神戸サテライト図書室の開室時間は、平日は13時から22時（8月は9時から18時）、土曜日は9時から18時（日曜日、祝日は休室）となっている。

平成19年3月31日現在、収蔵図書等は、神戸サテライト図書室の蔵書を含めて、図書330,649冊、所蔵雑誌3,728タイトルとなっている。また、電子ジャーナルについては、平成19年11月現在、4,938タイトルとなっている。これらの資料は一般利用も可能である。

附属図書館では、当該大学の学生、教職員のみならず地域の住民にも広く利用される蔵書を構築することを目指し、平成16年度に「兵庫教育大学附属図書館資料収集方針」が策定された。また、資料収集方針に沿った収集がなされていることを検証するために、平成17年度には「兵庫教育大学附属図書館資料評価実施要領」が策定され、平成19年3月に、資料評価が実施された。

過去3年の入館者数については、平成16年度は112,591人、平成17年度は107,899人、平成18年度は113,791人となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を推進することを目的とするFD推進委員会が教育の状況や活動の実態を示す主なデータを収集しており、その主なものは、教務関係のデータのほか、学生による授業評価、修士課程学生によるカリキュラム評価、博士課程学生に対する総合共通科目（夏期・春期）授業評価アンケート等である。

また、在学生の成績結果（表）は教育支援課が蓄積・保存し、修士論文・博士論文は附属図書館が収集・保存している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生による授業評価については、平成17年度前期までは学部（学士課程）・大学院（修士課程）の全授業科目について実施していたが、平成14年度と平成15年度の授業評価アンケート報告書をまとめる際に、過去3期のアンケート集計結果を比較したところ、集計結果に同じような傾向が見られたため、平成17年度後期からは全授業科目について実施せず、より実効性のあるアンケート方法で試行した。平成18年度は、さらに改良を加えるべく「特に授業改善が必要とされる100人以上の大人数講義についての授業評価を行うこと」「平成18年度から導入された教育支援システムを利用してウェブ上で授業評価を試行すること」の2点に基づき、行われた。

また、平成17年度から学生の意見をFD活動に取り入れるため、FD推進委員会の下部組織として、委員会委員7人と大学院生（修士課程）の代表者4人と学部学生の代表者4人に事務職員2人を加えた「FD推進会議」が設置された。FD推進会議の平成17年度の活動は、「学生自身による授業改善についてのアンケート様式の作成、調査、回収及び集計」「大学院・学部別シンポジウムの開催と集計結果の公表」である。このシンポジウムの後、参加した学生と教職員で協議が行われ、出された意見は、FD推進委員会で集約して報告書が作成されるとともに、各専攻から選出されたFD推進委員会委員を通じ、授業の進め方や教員同士の連携を図ることなどについて各教員組織の会議等で報告され、全学で共有されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成18年度は学務・入試企画委員会で、学部卒業生及び大学院修士課程修了生の勤務する兵庫県下の小中学校30校の学校長に対して「教育の成果・効果に関する聴き取り調査」が実施され、報告書にまとめられている。

博士課程については、修了者等に授業アンケートが行われ、報告書にまとめられている。また、修了生の勤務先である小中高の学校長4人にも聴き取り調査が行われている。

これらの結果に基づき、研究科運営協議会及び研究科代議委員会で検証が行われている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

FD推進委員会は、学生による授業評価の集計結果で出された意見のうち、特に意見の多かったものについては、関係委員会や組織に対して改善を文書で提言している。具体的には、実技教育研究指導センターへの提言、学部教養基礎科目の改善並びに大学院修士課程共通科目及び総合科目の改善が提言されている。

実際の改善の一例として、実技教育研究指導センターにおいて、各分野単位ではなく、全体の活動について、年間を通して解りやすく学生に通知して欲しいとの意見を反映し、全分野の年間スケジュールが作成されたことがあげられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価について、平成16年度からは、各評価項目ごとの詳細な集計結果が個々の教員に返却されている。平成17年度は試行として授業担当教員へ返却した集計結果を見て、来年度からどのように授業改善を行うかについて、授業担当教員からコメントを貰い、ウェブサイトに掲載することで学生及び学内教職員に対して周知を図っている。平成18年度に授業担当教員から掲載された改善例としては、「もっとゆっくり話すようにする。」「内容の理解を促すため、学生に質問を多くする。」「説明をわかりやすくするため、黒板、プリント等を有効に活用する。」「多人数の授業でも解りやすくするため、視覚的な教材をより見やすい教材に改善する。」「多くの学生が受講するため、学生の意見交換や質問が少なくなりがちである。この改善のため、授業内でアンケート調査などを適宜行い、間接的にでも学生の授業参加を促すようにする。」「学生の出席率が低いことが指摘されている。改善のため、事例研究の発表だけでなく、出席に対する評価を重視するようにする。具体的には、発表者に対するコメントを各自が提出するようにする。また、担当教員間の役割及び分担を明確にする。」「eラーニングの活用」等が挙げられている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

F D推進委員会では年度計画に基づき、学生による授業評価の集計結果やF D推進会議で学部及び大学院の学生から出された意見等を参考にその年度の活動を決定している。

具体的なF D活動の例として、教員同士の授業公開（参観）がある。授業公開を全学的かつ日常的に行うための、「授業公開（参観）に関する実施要項（ガイドライン）」を平成16年度に審議・決定した。これにより全学的な授業公開が定期試験期間及び学期当初の1～2週間を除く全期間で行われている。

これらのことから、F Dについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成17年度に設置されたリエゾンオフィスにおいて、コーチングやメンタリング等に関する大学教員と実務家教員のためのF D研修会が平成17年度4回、平成18年度3回実施され、平成17年度延べ35人、平成18年度71人の教員の参加者があった。

学生による授業評価については、授業担当教員ごとに、集計結果及び自由記述を入力したものが返却されており、個別に授業改善に対応している。

これらのことから、F Dが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

T Aについては、授業担当教員と密接な連携がとられ、教育活動が展開されている。T Aは授業担当教員からT A制度の趣旨説明及び必要な指導・教育を受けた後、授業担当教員の監督・指導の下で実験・演習科目等の指導補助に当たっている。また全授業が終了した後、授業担当教員とT AはT A活動の内容及びその活動の成果について報告書を作成するとともに、担当教員は必要に応じて、T Aに対して改善点等を指導・教育している。情報関係の授業のT Aについては、情報処理センターが行う各種講習会への受講が促されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産13,483,784千円、流動資産1,189,061千円であり、合計14,672,845千円である。

なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債2,240,303千円、流動負債759,546千円であり、合計2,999,849千円である。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

また、自己収入の増加に向けて学生確保や地域サービスの有料化などの施策を試みている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用4,617,753千円、経常収益4,857,391千円であり、経常利益239,637千円、当期総利益が283,600千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、財務委員会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

平成19年度においては、教育研究を一層活性化させるための競争的経費として、教育研究基盤経費の中で重点配分を確保し、教育研究基盤経費配分検討専門委員会及び財務委員会で審査を行ってから配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学則に基づいて、運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、教授会が設置されている。また、当該大学の管理運営を行うため、役員 5 人、事務局職員 103 人が配置されている。

事務体制については、中期目標に「事務組織の企画力を高め、教育研究の効果的な実施のための支援体制を強化する。」が掲げられ、平成 17 年度に事務機構の再編が行われ、教育研究支援部門の研究支援課及び企画部門の企画課が新たに設置された。また、役員の一員である理事が事務局の長を兼ねている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

中期目標に「学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視野に立った機動的な大学運営を遂行できる組織を確立する。」が掲げられ、学長補佐体制の充実を図るため、学長に対して大学運営全般について助言等を行う学長特別顧問（副学長経験者または大学運営に相当の経験を有する者を任命）、当該大学の教育研究及び管理運営に関し学長から特に指示された事項の処理に当たる学長特別補佐が配置されている。

また、管理運営組織について、役員会の主宰、経営協議会及び教育研究評議会の議長は学長であり、これらの会議での審議内容を踏まえて、学長による意思決定が行われている。各組織の役割については、教育研究に関する事項は、教授会において審議が行われ、重要な事項については、教育研究評議会で審議が行われている。また、経営に関する事項及び予算・決算に関する事項は経営協議会で審議を行うこととされ、これらのうち、特に重要な事項は、役員会で審議が行われ、決定されている。

一方で、全学的な視野に立った機動的な大学運営のために、学長へと迅速に伝えられるよう、各教員の様々な意見は学系会議、専攻会議を通じて教育研究評議会へ、あるいは担当学長補佐を通じて伝えられている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生には、学生支援に関する大学活性化プランに基づいたニーズ調査が行われており、調査結果に基づいた中長期的な設備更新計画の検討等、管理運営に反映されるとともに、クラス担任教員を通じて学生ニーズが汲み上げられる体制がとられている。

教職員には、全学教職員の意思疎通及び連絡調整を行うために、毎年度当初に全学教職員会議が開催され、管理運営に係る報告や意見交換が行われている。また、平成18年11月に事務局長を座長とした「評価システム検討ワーキンググループ」が設置され、組織・業務の適正化を図るための「組織・業務適正化評価システムの運用に関する取扱い」が策定された。その後、新たに設置した「組織業務評価検討会」において、これまでの組織業務を自己評価し、平成19年度に重点的に取り組むべき課題をまとめて理事・事務局長に具申し、優先度の高いものから取り組むこととされている。特に教員については、学系会議、専攻会議によりニーズの汲み上げが行われている。

学外有識者を、当該大学理事として管理運営に参画させるとともに、教育研究評議会においても意見が聴取されている。また、経営協議会においても、随時意見が述べられている。これらの管理運営に係る組織での学外者の意見は、直接大学の管理運営に反映されている。

福利厚生事業（食堂・売店・書籍売店など）の改善向上のために、事業を委託している厚生会（学生及び教職員で構成）の役員会において学生教職員の意見を聴き、委託業者との協議が行われている。

以下に、ニーズ把握の状況と対応した具体例を示す。「学生寄宿舎の入居者で組織されている棟長会での議論及び毎月の教員、事務職員等の視察結果に基づき、平成17年度に策定した学生寄宿舎改修計画の改修箇所の優先順位等の見直しが行われた。」「棟長会からの要望により、学生寄宿舎一帯の樹木の剪定、草刈り、粗大ゴミの撤去、単身棟の電気容量の増幅等の環境整備が行われ、さらに共用部分の電灯取り替えなどの軽微な修理等を行うための作業員が配置された。」「アメニティーゾーン整備計画の推進に当たっては、院生協議会・学生代表者会議から意見聴取するとともに、複数の案をウェブサイトにて示して一般学生からも提案箱・メールなどによって広く意見を募った上で、具体案が策定された。」さらに、博士課程については、学生受講旅費等支援制度の創設等が行われた。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、毎事業年度初めに、国立大学法人法及び監事監査規程、監事監査実施基準に基づいて監査計画を作成して学長に提出し、監査計画に従って、定期監査を実施している。また、監事が必要と認めた場合は、臨時監査を行うこととし、実施については、その都度、監査方法等を学長に提出し監査を行うこととしている。また、必要に応じて業務運営に関する重要な会議である、役員会、経営協議会、教育研究評議会に出席し、意見を述べている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理職員の資質の向上を図るため、マネジメントセミナー、近畿地区課長研修や近畿地区課長補佐研修等の他機関が主催する研修に、管理職員を参加させている。平成18年度は、国立大学協会や国立大学財

務・経営センター、人事院近畿事務局が行った8件の研修に、延べ10人の管理職員が参加した。

また、新任の教員・事務職員に対して、大学の沿革、理念及び現状等についての認識を深め、教職員としての使命と心構えを自覚させることを目的とした、新任教職員オリエンテーションが行われている。

さらに、平成18年度末には、事務職員としての資質及び能力の向上を図ることを目的として、事務職員を大学院に入学させ、研修を行う大学院研修の実施要項が定められている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標に明示されている。これらの方針に沿って、大学の管理運営が行われており、学内の諸規則も整備され、具体的な業務が推進されている。また、学則に管理運営組織の設置について定められており、この学則に基づいて各組織それぞれに規則が定められ、構成員やその選考、採用、各構成員の責務と権限について定められ、文書として明示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該大学の目的や計画を定めている学則及び中期目標、中期計画、年度計画、さらに活動状況に関するデータである自己点検・評価報告書や外部評価報告書等は、附属図書館に収蔵され公開されている。また、これらの情報は、ウェブサイトでも公開されており、必要に応じてアクセスが可能である。

中期計画に「教育研究等の活動状況にかかわる情報を収集・管理・分析し、学外に対する情報提供事項のデータベース化を促進する。」が掲げられており、大学評価・学位授与機構で構築が進められている「大学情報データベース」の状況を踏まえながら、教育研究等の活動状況をも包含した一元的データベースの構築が計画されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

中期目標に「全学的な自己点検・評価を定期的に行い、大学運営の改善を図る。」「自己点検・評価に当たっては、教育研究等の活動状況に係る客観的な情報をもとに適切な評価を行う。」が掲げられ、その目標に沿った取組が行われている。具体的には、自己点検・評価報告書や外部評価報告書、また、年度計画実績報告書及び添付資料を基に、評価委員会で総合的に判断が行われ、各組織に改善のための提言が行われている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価及び外部評価の結果は、報告書が取りまとめられ関係諸機関に送付されており、ウェブサイトでも公開されている。第三者評価として平成12年度から平成15年度に行った、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る全学テーマ別評価について、当該大学で作成された自己評価書が関係諸機関に送付され、同機構からの評価報告書と併せてウェブサイトに掲載され、公開されている。

独立行政法人通則法第32条第1項の規定に基づく評価の結果である「業務の実績に関する報告書」及び「業務の実績に関する評価結果」についても、ウェブサイトで公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

第三者評価である大学評価・学位授与機構が行った試行的評価において、当該大学で作成された自己評価書に基づいた評価が行われた。また、連合大学院は、平成16年1月に自己評価書に基づき外部評価を受けている。

兵庫教育大学評価委員会委員に学外有識者が加えられており、中期目標に関する自己点検・評価となる当該事業年度に係る業務実績報告書について、同委員会で審議する際に意見を聴いている。さらに、同報告書の提出を行う前に、学外有識者が加わる経営協議会において審議が行われている。この業務実績報告書は、国立大学法人評価委員会での検証を受けており、同委員会から出される評価結果と併せてウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人兵庫教育大学評価委員会規程に基づき、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、経営及び教育研究活動等の状況について点検及び評価等を行うことを目的として、役員会に兵庫教育大学評価委員会が設置されている。

当該大学では、中期目標に「自己点検・評価を改善に結びつけるためのシステムを整備する。」「評価結果のフィードバックの状況の整理と公表を行う。」の2点を挙げており、評価委員会において、評価結果に基づいた改善のための提言が行われている。同委員会では、取組の推進、改善を促すために平成16年度と平成17年度業務実績報告書に基づいて、学長及び役員会等実績評価の進捗状況や課題等の評価結果が報告されて、大学運営の改善を促すとともに、平成18年度年度計画の実施において、第3四半期終了時点での中間評価が行われ各実施組織にその結果をフィードバックしている。さらに、長期的視野による計画遂行の意識付けを行うため、各実施組織に中期目標及び中期計画に対する達成状況（達成率）の報告を求めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 兵庫教育大学

(2) 所在地 兵庫県加東市

(3) 学部等の構成

学部：学校教育学部（学士課程）

研究科：学校教育研究科（修士課程）

連合学校教育学研究科（博士課程）

関連施設：附属図書館

学校教育研究センター

実技教育研究指導センター

発達心理臨床研究センター

教育・社会調査研究センター

教育実践コラボレーションセンター

情報処理センター

保健管理センター

地域交流推進センター

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部714人，大学院867人

専任教員数：171人

2 特徴

本学は、主に現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院（修士課程）として我が国初の「新構想教育大学・大学院」として昭和53年10月に開設し、昭和55年、学部学生に先立ち、修士課程大学院生を受け入れた。昭和57年には学部学生の受け入れを開始し、平成8年には連合大学院博士課程を設置し、博士課程大学院生を受け入れている。

(1) 教員のための大学

学部（学士課程）、修士課程、博士課程の各段階において、それぞれの目的・段階に応じ教員としての教育実践能力の向上につながる教育・研究を行うとともに、「学問と教育実践の統一」に関する教育・研究の成果を教員養成の改善・充実に活かしていくことを目指している。

修士課程入学定員の3分の2（200人）程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てることとしている。

(2) 社会に開かれた大学

本学は、全国から現職教員を受入れるとともに、兵庫県との連携事業の実施をはじめ、心理臨床相談、公開講座、附属図書館や運動施設の開放を行うなど、「社会に対し開かれた大学」を目指している。

このほか、夜間開講を行う施設として「神戸サテライト」を神戸市内に設置している。また、神戸サテライト（夜間クラス）入学者が仕事と学業を両立しやすくなるため、3年間かけて学ぶことができる「長期履修学生制度」を設けている。

(3) 教育情報を発信する大学

修了生と在學生、教職員を中心とした教育現場と大学を繋ぐネットワーク「兵庫教育大学教育実践ネットワーク(Hyokyo-net)」を平成16年度より運用している。

(4) 教育実習（実地教育）に重点を置く学士課程

学部教育課程においては、教員に関する資質形成は教育の実地に即して修得されるものであるとして、4年間にわたる「実地教育」を開設し、各年次の実地教育の履修を通して、各科目の諸成果が統合化・共働化されるようにコンカレント型の教育課程を編成している。

(5) 高い教員就職率の維持

教員志望の学生に教職への意欲を持続させ、一人でも多くの学生を教育界に送り出すため、授業や相談体制、進路指導體制の充実を図っている。その成果として、一貫して全国の国立教員養成大学・学部の教員就職率トップクラスを維持しており、平成16年度からは学部卒業生の教員就職率は、3年連続で全国第1位となっている。

(6) 現職教員の再教育のための修士課程

教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための教育・研究機能を強化し、現職教員の再教育機関としての役割を果たすとともに、これからの生涯学習に求められる教育指導者を育成する教育機関として、大学院（修士課程）に5専攻・14コースを用意している。

(7) 新しい大学院構想への取組

平成19年4月から、修士課程に新たな専攻を設置し、現代のさまざまな教育ニーズに対応できる高度の専門性と実践力・応用力を備えた教員の養成・研修に取り組んでおり、教職大学院の設置を目指している。

(8) 教育実践学の構築を目指す博士課程

「学校教育学」を、従来の「教育学」とは違った独自の学問分野として確立し、わが国における教員養成大学・学部が独自の専門性を築くための拠点となるとともに、教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材を育成している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的

教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学の基本理念

教員には教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術や指導能力など専門職としての高度の資質能力が求められる。これら高度の資質能力は、教育の伝統と創造を見すえた実践的な研究課題の設定及び解決に関する能力に裏打ちされ、学校の管理や運営に関する知見などの全体的、総合的観点に支えられているものでなくてはならない。

本学は、このような教員の資質能力の向上に対する社会的要請に応えるため、学校教育を中心とした理論的、実践的な教育・研究を進める「教員のための大学」、教育・研究に関して国の内外に「開かれた大学」、さらに教育実践の絶えざる改善・創造に向けて「発信する大学」としての特色を生かしつつ、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し、わが国の教育の一層の発展に寄与するものである。

3 基本的な目標

大学の基本理念を実現するために平成 14 年 7 月に策定した「兵庫教育大学 21 世紀新構想大学プラン」を踏まえ、平成 16 年 4 月からの国立大学法人化に向けて本学は以下の中期目標を設定した。

- (1) 教育実践学の確立及び教育研究における高度の質の達成
- (2) 学校教育における実践的指導力を持った教員の養成と現職教員としての優れた資質・力量を備えた人材の育成、及び 教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材の輩出
- (3) 教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための大学院の整備拡充
- (4) 教育研究の成果を活用した国や地域の教育、文化の向上への貢献
- (5) 国際社会へも開かれた大学としての教育研究面での国際交流の促進と国際貢献

（学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的）

【学士課程】

学校教育学部（学士課程）は、学生の人間形成を重視し、実践にかかわる教育、特に実地教育に新しい工夫を加えることにより、児童等の成長と発達に関する総合的な理解力と学校教育における実践的指導力を備えた教員の養成を図ることを目的とする。

【大学院課程】

修士課程は、主として初等・中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、学校教育に関する理論と実践についての研究能力及び実践の場における教育の推進者となりうる能力を養い、初等・中等教育教員としての高度の資質や力量の涵養を図ることを目的とする。また、平成 19 年 4 月に設置した新専攻（学校指導職専攻、教育実践高度化専攻）では、学校現場における実践力や応用力などの高度な専門性を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成することを目的とする。

博士課程は、学校における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、実践を踏まえた高度な研究・指導能力をもった人材を育成することを目的とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は学校教育法第 52 条、第 65 条ほか関連法規に則って、昭和 53 年 10 月に設立された。設立目的は、主として現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保すること（大学院修士課程）、初等教員を養成する新構想の教員養成大学たること（学部）、及び学校教育の実践を踏まえた高度な研究・指導力を持った人材を育成すること（連合大学院博士課程）にある。この設立の趣旨は学則や中期目標・中期計画中に明記され、さらには全教職員及び学生に向けては「履修案内」「学生生活案内」中に記載して配付され、学外に向けては「大学概要」中に記載して関連諸機関に配付されているほか、大学ウェブサイトにおいて随時閲覧可能である。

また、研究活動と各種の社会貢献事業等を通じて、本学の目的と存在意義を常に学外に向けて発信し続け、社会からの評価を求め、フィードバックすることに努めている。

以上から、大学の目的が学内外に周知され、堅持されていると評価できる。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の中期目標に沿った教育研究組織を整備している。学部では、優れた教員を教育界に送り出すことを目標として、学校現場の課題に対応した「学校教育専修」と「教科・領域教育専修」という 2 つの専修を設置している。教養教育については、関連教育組織の教員が担当することになっており、教務委員会が教養教育の方針、実施方法を審議する体制となっている。大学院修士課程では、時代の要請に対応して、新たな専攻を設置した。すなわち、これまでの学校教育学専攻、特別支援教育学専攻、教科・領域教育学専攻に加えて、学校指導職専攻、教育実践高度化専攻を新たに設置し、高度な専門性、実践力を備えた教員の養成・研修を行う教育研究組織に再編した。大学院博士課程では、教育実践学の高度な研究・指導能力を持った研究者及び教育専門職の育成を目指した教育研究組織を整備している。

本学には、7 つの全学的なセンターが設置されている。それぞれが本学の基本的な目標を達成する上で重要な役割を担い、活発に取組みを行っている。

教育活動や教育課程、教育方法等を検討、審議する体制は適切に整備している。まず教育研究評議会、学校教育学部教授会、大学院学校教育研究科教授会、大学院連合学校教育学研究科教授会が、定期的に会議を開催して、教育活動に係る重要事項について審議するための活動を行っている。

また学部、修士課程、博士課程それぞれの教育課程に関する教務関係の委員会を組織し、定期的に会議を開催し、協議を行っている。学部の教育課程見直し検討 WG、大学院修士課程の新専攻を設置するための組織等、特別な組織を設置して、精力的に議論を行ってきた。大学院新専攻については教育課程等を評価する外部評価チームを設置し、特別に評価も受けている。各課程ごとに教育課程や教育方法等について実質的な検討を十分に行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

教育組織とは別に、教育分野の諸学問の場・大学の管理運営上の基本単位（研究組織）として「学系」を置き、教育と研究にバランスのとれた教員組織の編成を行うように体制を整備した。

教員の採用基準や昇格基準を定め、その都度設置した教員選考委員会において、候補者の研究業績、教育業績等を検討し、教育上の指導能力、教育研究上の指導能力の評価を適切に行うことにより、厳正に採用又は昇任の審査を行っている。その結果、必要な専任教員を質、量とも十分に確保することができている。また、公募制、任期制、特任教員制度及び早期退職制度等を導入し、教員組織の活動をより活性化するための措置を適切に講じている。

兵庫教育大学

FDを推進委員会や推進会議を設けて、継続的、組織的に取り組むとともに、教員の業績評価の実施体制も整えるなど、教員の教育活動の評価を積極的に行っている。

教育支援課が教育課程運営の支援を担当している。新専攻の教育課程を支援するために教育実践コラボレーションセンターを設置し、学校教育現場との連携を支援する体制も整えている。

基準4 学生の受入

明確なアドミッション・ポリシーを定め、関係者・関係機関に周知されるように努めている。加えて、英語・中国語・韓国語に翻訳したアドミッション・ポリシーを公表して留学生に配慮しているように、アドミッション・ポリシーの周知にきわめて積極的である。

入学者選抜においては、

- 1) 学部では、大学入試センター試験の成績によって基礎的学力をはかった上で、小学校教員としてのふさわしい資質能力を、推薦・前期・後期のそれぞれの入学者選抜において多様な視点から見られるような方法をとっている。
- 2) 修士課程では、現職教員に対しては、教育にたずさわることへの使命感・熱意をみるべく口述試験を中心とした選抜方法を採用し、また、初等・中等教育教員になることを目指す者に対しては、口述試験に加えて、専門分野を中心とする筆記試験を課して、入学以前の教職経験の有無に沿った選抜方法をとっている。
- 3) 大学院博士課程においては学校教育実践学に関わる自立して研究・実践できる人材を得るために、筆答試験・口述試験の双方を課している。

といったように、学部・修士課程・博士課程のそれぞれのアドミッション・ポリシーに沿った適切な選抜方法がとられている。また、留学生・帰国子女を対象とした入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿いつつ、入学以前の受験者の教育課程と、本学入学後の教育課程とを勘案した適切な対策が講じられている。

これらの入学者選抜は、明確な責任体制と組織によって、厳密公正に実施されている。

また、入学者選抜改善のための組織・体制が整備され、

- 1) 学部においては選抜試験成績と入学後の成績、就職状況との関係を追跡調査した結果を蓄積し、入学者選抜方法の妥当性が検討されている。
- 2) 修士課程では、現職教員の研鑽機会をより幅広く保障できるように配慮すると同時に、現職教員において見るべき使命感・熱意や、資質向上への意欲を、より大きく評価できるように選抜方法を改善した。
- 3) 博士課程ではプレゼンテーションを導入した。

といったように、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法の検討が行われ、あるいは、改善策が実際に講じられている。

実入学者と定員との関係は、学部・博士課程では過去5年間に於いて適正なものであった。修士課程では定員を下回る状況が続いていたが、平成16年度入学生からは定員を充足して適正なものに改善された。

基準5 教育内容及び方法

本学の学士課程における教育では、実地教育科目を教育課程の中軸に据えて、総数上のバランスと配当年次のバランスを考慮しつつ、教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目に縦横のつながりを持たせ、楔型の構造となるように配当している。すなわち、実地教育を中軸とし、専修専門科目、教養基礎科目との横断的関連性が、各学年次で学習者に実感できるような配慮と、各分野の科目が年次進行に従って、教育技術や指導能力の専門化及び高度化を導くよう層状に配置されている。さらに、実地教育での体験と省察によって培われた学習者としての人間理解・教育現場の理解と専門科目や教養科目で培った知見を卒業研究において統合し、実践的で総合的な教育知を育てている。このように体系的に編成された授業の内容は、初等教育教員としての一般

的基礎的な教養を培うもの、学校教育の実践にかかわる分野についての知識・経験を得させるもの、及び特定の分野の内容について理解を深めさせるものである。授業内容に関しては、各教員が自らの授業内容をふりかえり、初等教育教員養成にとって必要不可欠であると思われる最近の研究成果を授業内容に取り入れるべく授業内容の改善を不断に行っている。

学生の多様なニーズに応えるために、放送大学、大阪教育大学、京都教育大学、奈良教育大学と単位互換協定を締結し、また、兵庫県が行っている大学洋上セミナーの運営にも参画し、さらに、学校図書館司書教諭講習、実用英語技能検定も単位修得として認めており、学校以外でのボランティア体験も単位化している。

学校教育現場からの要請に応えるためには、スクールサポーター等として、学生を学校現場へのボランティアとして参加させており、また、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）の選定を受けて、学生参加による不登校支援ネットワーク（NANA つくす）を立ち上げ、兵庫県内の不登校児童、生徒たちの支援のためのボランティア活動に学生を参加させている。

単位の実質化への配慮としては、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定し、統合的な予習復習を可能にしている。また、クラス制（4年間）の導入や卒業研究の必修化により、クラス担当教員や卒業研究指導教員等が担当学生に対する履修指導をきめ細かく実施している。教育現場での学習が中心になる科目では、システム化された実習記録ノートを開発し活用している。

各授業科目の形態や配置については、各科目の教育目的及び分野の特性に応じて適切なバランスが図られ、かつ、多様な授業形態がとられている。演習・実験・実習科目では少人数学習やグループ活動を取り入れ、きめ細かい指導が行われており、学生による評価も高い。さらに、TAの配置や情報機器の活用も有効に実施されている。シラバスは統一された様式に従って必要な項目を記載するようになっており、学生が履修する際に活用しやすいように作成されている。

学生の自主学習への配慮として、本学は、開学時から実技教育研究指導センターを設置し、課外に自主学習ができるよう、実技教育研究指導センター教員による個人指導や放課後の集団指導なども行い、学生の自主学習をサポートし、5段階のグレードを設けて指導している。また、英語コミュニケーションについては、習熟度別の授業を実施している。

成績評価基準や卒業認定基準については、「履修案内」に明記されており、入学時オリエンテーションの際に入学生全員に対して説明を行い、周知徹底を図っている。また、クラス担当教員や卒業研究指導教員からも各学生に対して、随時説明を行っている。成績評価と単位認定は、シラバスに掲載されている「成績評価の方法と採点基準」にしたがって適切に行われており、成績内容に疑義がある場合は、学生の申し立てを受け付けて、適切に対応している。卒業認定については、毎年度末に教務委員会・教授会が卒業認定基準にしたがって合否判定を適切に行っている。

本学の修士課程における教育課程は、その目的を達成するため、本学の特色を表している共通科目と専門科目とからなり、これらを体系的に編成して、学校教育実践の場における高度な教育研究能力の育成を行っている。また、平成19年度に設置した新専攻の教育課程は、現在の学校現場での教育ニーズに対応できる資質・能力を養うため、共通基礎科目、専門科目及び実習科目で構成され、特に理論と実践の融合を実現するため、実習を重視した教育課程となっている。博士課程については、「授業科目」と「研究指導」により教育課程を体系的に編成している。

修士課程で開設されている授業科目の内容は、教員としての幅広い高度の専門性を得させるためのもの及び学校教育の現代的課題に配慮しながらそれぞれの最新の学問分野に関するものである。また、平成19年度に設置した新専攻については、教員の実践力を身に付けさせるとともに、学生のキャリアを考慮した授業を設定している。博士課程については、学校教育学に関する幅広い学識と高度の専門性を修得させるものから構成されている。それぞれの授業は、最新の研究成果を取り入れた内容となっており、全体として教育の目的を達成す

るための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。単位の実質化への配慮としては、専攻ごとの履修ガイダンス、研究指導教員による指導など、多様で適切な指導が行われ、実質的な科目内容の理解と習得が促進されている。

修士課程の夜間クラスでは、各専攻・コースの専門科目については入学前に開講曜日をあらかじめ提示し、課題研究・研究指導については学生・教員両者の都合の良い時間を設定できるように配慮している。博士課程では、フレックスタイム・カリキュラム制度を制定している。

修士課程、博士課程ともに、講義、演習、実験、実習がバランスよく組み合わせられており、大半の授業科目で、少人数教育が行われている。シラバスは統一された様式で必要な項目が記載されており、学生が履修する際に活用されている。

大学院の教育課程では、学生の志望を重視して指導教員等によるきめ細かな研究指導が行われており、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。学生の研究テーマは指導教員等との話し合いで決定し、複数の教員による指導体制も確立されている。TA・RAとして任用し、教育的機能の訓練や研究遂行能力の育成を図っている。

成績評価基準や修了認定基準については、「履修案内」に明記されており、入学時オリエンテーションの際に入学学生全員に対して説明を行い、周知徹底を図っている。また、指導教員等からも各学生に対して、随時説明を行っている。成績評価と単位認定は、シラバスに掲載されている「成績評価の方法と採点基準」にしたがって適切に行われている。成績内容に疑義がある場合は、学生の申し立てを受け付けて、適切に対応している。

修士課程では、主任指導教員と指導教員を含む関連分野の3人以上の審査員によって審査委員会が組織され学位論文の審査と最終試験及び学力の確認が行われている。博士課程では、主任指導教員及び関連する講座の主任指導教員有資格者4人のほか必要と認められた教員による論文審査委員会が設置され、学位論文に関する審査基準に基づき厳正な審査を行い、可否の判定を行っている。修了認定については、毎年度末に本学の教務委員会及び研究科教授会が修了認定基準にしたがって可否判定を適切に行っている。

基準6 教育の成果

大学の目的に沿って、学士・修士・博士の各課程において、学生が身に付ける資質・能力や育成しようとする人材像を、中期目標・中期計画に定め、本学ウェブサイト及び大学・大学院案内、履修案内等で公表し、新入生ガイダンス等で説明している。全学的には評価委員会が達成状況の検証・評価を行うとともに、各課程においても達成状況の調査・分析を組織的に行っている。

学部卒業、大学院修士修了の単位・学位取得については、標準年限での達成がほとんどであり、連合大学院（博士課程）の標準年限での単位・学位取得率も良好といえる。また、卒業生、修了生の複数免許、専修免許の取得状況はきわめて良好であり、本学において培われた学生の学力や諸能力に対する、社会による受入評価の高さは、総括的にはその突出した教員就職率の高さに窺える。

学部（学士課程）と修士課程のいずれにおいても、講義・演習及び実験・実習の科目に対して、学生による高い授業評価が与えられている。博士課程に関しては、授業科目の意義をほぼ9割の学生が認めており、学生の満足度は高いといえる。大学が編成した教育課程・授業を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断していると考えられる。

全国のトップレベルを誇る、きわめて高い教員就職率や修了後の現職教員の教育界での活躍、博士課程における教育・研究関係機関の就職率などから判断して、教育の目的で意図している人物像等について、教育の成果や効果は十分上がっているといえる。

以上のことから、本学の基本理念、基本的な目標に基づいて、教育の成果や効果は十分に上がっていると判断する。

基準7 学生支援等

授業などのガイダンスについては、学生のニーズに応じた内容・様態で実施し、学習支援に関しては、オフィスワーカーを全教員が設け、電子メールも活用できるような体制にある。また、原則として週1回開設される研究指導の時間が、学習支援の機会として活用され、また、研究指導の時間を設けてない学部1年・2年次に対しては、クラス担当教員が個別面談を実施するように改善するなど、学習支援・生活支援に細かく配慮している。

特別の支援を必要とする外国人留学生に対しては、居住施設として国際交流会館を設置するとともに、複数のチューター制度、留学生を対象とした相談窓口を設け、あるいは、日本語学習の機会を広げるなど、生活・学習の両面から、実効のある支援を行っている。

また、障害を持つ学生に対しても、施設面でのバリアフリーはもちろんのこと、ノートテイク・要約筆記・手話といった授業形態に応じた体制を整えて支援をするとともに、その要望を聴取して支援が実効あるように工夫している。さらに、新たな授業科目を開設して、障害を持つ学生に対する理解が得られるように学生の意識面に働きかける努力をしている。

学生の自主的学習環境としては、附属図書館・就職支援室閲覧施設・情報処理センター・実技教育研究指導センターといった全学的施設があり、さらに、ほぼコースごとに設置された院生控室・学生控室などもその機能を果たしている。これらが有効に活用されて、高い教員就職率に結びついていると考えられる。

学生のサークル活動等については、学生支援課が中心となって、リーダーズ・セミナーの開催や、課外活動用施設・備品の整備等を行い、さらに、学生の自主的活動を促すべく「課外研究プロジェクト」を新しい取り組みとして実施している。

経済的支援については、学生支援課において奨学金などの情報をきめ細かく提供している。また、入学科・授業料免除については、緊急対応枠を新設するなど、より一層支援体制を整えている。学生寄宿舎も、入居希望者のほぼ全員が入居できて、実効のある支援策がとられている。

基準8 施設・設備

加東キャンパス（嬉野台地区、山国地区）と神戸サテライトにおいて実施される教育課程、教育研究に必要な講義室、実験・実習室、研究室等が各団地各建物に適切に整備されると共に、全学的な見地から機動的な施設利用の方針を策定し、それに基づいて施設利用の形態を随時、見直し・検討を行っている点が評価できる。また、情報ネットワーク環境も整備され、高いPC設置率、LAN接続率を実現すると共に、それらの環境を支援する全学的な教育支援システムが導入されている。図書館の情報資源や情報環境も計画的に整備され、大学における情報センターの役割を適切に担っている。今後は、本学における大学改革等の動向に応じて、引き続き施設・設備を柔軟に充実させていくことが望まれる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育支援課とFD推進委員会を中心として、教育の状況や活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積する体制を整えている。

学生の意見聴取は、FD推進委員会及びFD推進委員会の下部組織であるFD推進会議が中心となって行い、その結果は報告書にまとめられるとともに、各教員組織の会議等で報告され、全学で共有されるものとなっている。

学外関係者からの意見聴取は、本学を卒業、修了した教員の勤務先の学校長への聞き取り調査や高等専門学校及び高等専門学校機構本部への訪問調査により実施されている。今後は更にそれを一層充実させていくこと

兵庫教育大学

となっている。

授業評価等の評価結果は、関係組織及び教員に適切にフィードバックされている。個々の教員は、それらの評価結果に基づいて、教育の質の向上に取り組んでいる。また、授業公開を行っているだけでなく、教員の教授技術等の向上のための各種研修を実施している。

FD推進委員会及びその下部組織のFD推進委員会を中心として、全学的にFD活動に取り組む体制を整備し、学生と教職員による協議や種々の改善のための提言等を行うなど活発なFD活動を行っている。また、平成19年4月からは、大学院新専攻の授業の改善充実を図る組織として、授業改善・FD委員会を設置している。

ティーチング・アシスタントについては、各種講習会の受講を促したり、必要な指導・教育等を実施し、その資質向上のための取組を行っている。

以上のように、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているといえる。また、教員、教育支援者及び教育補助者に対しては、その資質の向上を図るための取組も適切に行われていると評価できる。

基準 10 財務

本法人の財務では、中期計画において、関係委員会及び学長によって収支に係わる計画が策定され、適切に運用されており、固定資産及び流動資産に対し、債務の超過は認められず、安定した大学経営が行われている。収入面では、学生確保や地域サービスの有料化など、自己収入の確保に向けた取り組みが行われ、着実に効果を挙げている。運用面では、内部監査、監事による監査、会計監査人による監査など、財務に対する会計監査が適正に行われると共に、財務諸表等の官報への公示、情報公開室における資料の公開、ウェブサイトによる公表など、透明性の確保がなされている。支出面では、基盤としての資源配分と共に、全学的な競争的環境の元での重点配分がなされ、大学の教育・研究の活性化が図られるよう工夫がなされている。

基準 11 管理運営

教員組織の編成と事務職員の配置については、平成18年に大幅な改組を行った結果、大学の目的達成のための適切な配置となっている。役員の一員である理事が事務局の長を兼ねることで、全学的な視野での大学の目的達成に向けた支援が可能となっている。

学長のリーダーシップを発揮しやすくすることを目的とした、学長特別顧問や学長特別補佐を配置し、また、役員会、教育研究評議会及び経営協議会の議長を学長が務めることにより、大学の重要事項を速やかに判断し、大学の方針を決定することが可能な体制となっている。同時に、学生、教員、事務職員のいずれにおいても、構成員のニーズを複数経路において汲み上げ、管理運営に反映させる体制が整っている。

本学の管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定めている。これらの方針に沿って、学内の諸規則が整備され、具体的な業務が推進されている。また、学則に管理運営組織の設置について定めており、この学則に基づいて各組織それぞれに規則を定め、構成員やその選考、採用、各構成員の責務と権限について定め、文書として明確に示している。

適切な意思決定のための基本データは、印刷文書及びウェブ上で資料として蓄積され公開されており、評価委員会が中心となって学内組織を統括する形で、各組織の活動実態についての情報を収集し、中期目標に掲げられた自己点検・評価を行っている。その結果は文書にまとめられ、各組織にフィードバックされて、業務の改善に役立てられている。評価委員会委員には学外有識者を加えており、中期目標に関する自己点検・評価となる当該事業年度に係る業務実績報告書について、同委員会でも審議する際に意見を聴いている。

第三者評価として、大学評価・学位授与機構が行った試行的評価や外部評価者による評価を受け、本学が作成した自己評価書について検証を受けている。

それら評価の結果は、すべて報告書に取りまとめて関係諸機関に送付すると同時に、本学ウェブサイトでも公開しており、学内外から多数の閲覧を得ている。

以上より、本学は適切な管理運営機構を備え、またそれが有効に機能していると評価できる。